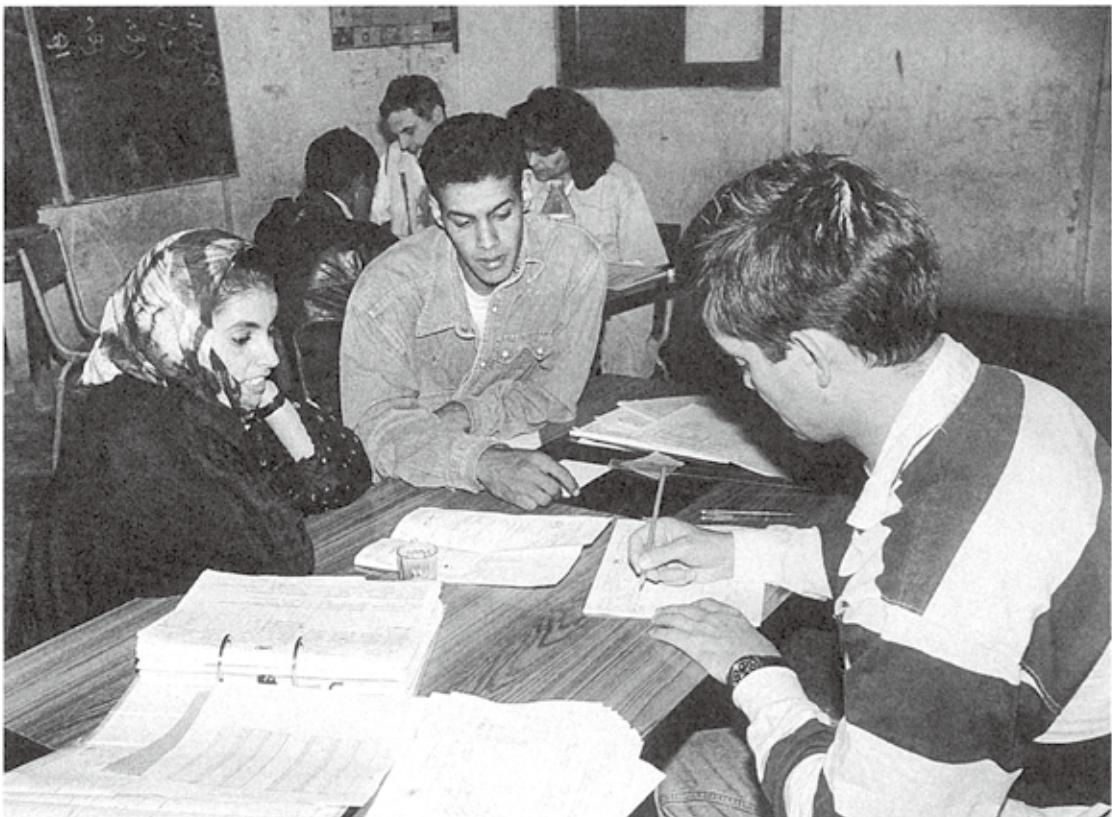


研修マニュアル

難民申請者を面接する

1995

RLD 4
(日本語版)



UNHCR / A. Hollmann



UNHCR
The UN Refugee Agency

目次

● はじめに

本書の目的	iii
本書の内容	iii
本書の対象	iii
本書以外の参考資料	iii

● 第1章 – 面接の準備をする

事前勉強	2
申請の内容を知る	5
通訳を準備する	5
物理的環境と面接者の態度の重要性	6
時間配分を考える	7
目的を再確認する	8

● 第2章 – 面接を行なう

面接を開始する	10
申請者の信頼を維持する	13
質問する	13
真実を引き出す	17
面接を終了する	19

● 第3章 – コミュニケーション上の障害

トラウマ（心的外傷）の影響	22
面接者としての態度	24
申請者に協力する意思もしくは能力のない場合	25

● 第4章 – 女性の難民申請者を面接する

情報源	28
難民と認められるための要件	29
女性の難民申請者を面接する	30

● 第5章 – 子どもを面接する	33
子どもの難民を面接する際の情報源と認定手続き	34
面接を行なう際の一般的ガイドライン	36
● 第6章 – 面接の結果	39
課題と目的	40
面接を記録する	41
信憑性を判断する	42
評価と結論を導き出す	46
● 第7章 – 安全面の問題	49
個人情報保護の重要性	50
書類の管理	51
拘禁施設で面接する	51
面接を行なう際の安全確保についてのアドバイス	51
代理トラウマ（心的外傷）と燃え尽き	52
● 付録1	
U N H C R 基本的経歴・登録書	53
U N H C R 難民認定アンケート	60
● 付録2	
「トラウマ（心的外傷）と暴力の被害者の診断とケアに関する U N H C R ガイドライン」より抜粋	69
● 付録3	
練習問題 – 個別事例	81
練習事例の解説	86

はじめに

本書の目的

難民保護・援助に携わる人にとってその多くの職務上、面接は避けて通ることのできない作業である。面接は1) カウンセリングをする、2) 恒久的解決策を見出す、3) 人権侵害を記録する、などのため行なわれるが、難民認定の場面において特に重要性を持つ。効果的な面接をするには、開発・向上していくことができる相応の技術が必要である。このマニュアルの第一の目的は、この技術を上達させるための一助となることである。

難民と認定されること、もしくは不認定とされることは申請者とその家族の生命と幸福に直結している点を、面接者は肝に銘じなければならない。この認識は最終決定権を持たない面接者にも重責を負わせる。

本書の内容

このマニュアルは、次の3つの目的のための7章から構成されている。

1. 面接を準備し実施する。
2. 直面すると思われる具体的な問題を克服する。
3. 公正な結論を導き出す。

各段階を理解したかどうか確認できるように、アドバイスはできるだけチェックリストの形にした。本書は特に難民認定を目的とした面接を行なうための基本的な情報を提供している。すべてを網羅しているわけではないが、一般的なガイド、ルール、実際の現場で役立つヒントをまとめたものである。

本書の対象

このマニュアルは、特に現場で難民認定手続きに携わるUNHCRと政府の職員向けに書かれた。第三国定住申請やカウンセリングに従事する人にも有益である。さらに、難民の保護と難民認定手続きに関わる非政府組織（NGO）やUNHCR計画実施団体にも参考になるだろう。

本書以外の参考資料

次に、面接に関連する他のUNHCR研修マニュアル、ガイドライン、報告書を列記した（訳注：日本語に訳出されているものののみ邦題を併記）。UNHCR本部から入手可能である。

- An Introduction to the International Protection of Refugees (RLD1)、1992

- Determination of Refugee Status (『難民認定』) (RLD2)、1989
- Interpreting in a Refugee Context (RLD3)、1993
研修ビデオ、Interpreting in a Refugee Context、1995
- Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status
(『難民認定手続きハンドブック－難民の地位の認定の基準及び手続きに関する手引き』、以下、『UNHCRハンドブック』と略)、1991
- Guidelines on Preventing and Responding to Sexual Violence against Refugees、1995
- Note on Certain Aspects of Sexual Violence against Refugee Women、A/AC.96/822、1993
- Guidelines on the Protection of Refugee Women、EC/SCP/67、1991
- Note on Refugee Women and International Protection、EC/SCP/59、1990
- Refugee Children: Guidelines on Protection and Care、1994
- Working with Unaccompanied Minors in the Community、1994
- Guidelines on Evaluation and Care of Victims of Trauma and Violence、1995
- People-Oriented Planning at Work: Using POP to Improve UNHCR Programming、1994
- Community Services for Urban Refugees、1994

*訳注：本書は英語版原文(1995年)の翻訳であり、本書に掲載されている参考資料の中には、既に改訂されている資料もある。

第1章

面接の準備をする

本章の学習目標：

- どのような背景情報を勉強すべきか
- どのように通訳を準備するか
- 面接の環境が適切かどうかどのように確認するか
- どのように時間配分を決めるか

第1章

事前の勉強は面接の不可欠な一部である。十分に情報を収集し準備を整えた面接者は、申請者に信用され信頼関係を結ぶことができる。適切に準備し情報を入手していれば、面接者は次のことができる。

1. 適切な質問ができる。
2. 面接中に起こりうるどんな問題にも対処できる。
3. 最終的には申請者の信憑性について公正な判断を下すことができる。

□ 事前勉強

事前の勉強はまず、ほとんどの場合適用される（もしくは根拠となる）1951年の難民条約の「難民」の定義を把握することから始まる。土台となるこの条約の第1条A（2）は、「難民」を以下の人と規定している。

「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」

この定義、定義上の要件、それらがいかに適用されるかについての深い理解は、難民認定の面接を行なうために欠かせない前提条件である。研修マニュアル *An Introduction to the International Protection of Refugees (RLD1)*、『難民認定』(RLD2)、『UNHCRハンドブック』も参考資料として理解に役立つ。

アフリカ統一機構（OAU）条約

1969年のアフリカ統一機構（OAU）条約第1条（2）は、難民条約の「難民」の定義に加え、次の人も難民としている。

「外部からの侵略、占領、外国の支配または出身国もしくは国籍国的一部もしくは全体における公の秩序を著しく乱す事件の故に出身国または国籍国外に避難所を求めるため常居所地を去ることを余儀なくされた者」

カルタヘナ宣言

1984年のカルタヘナ宣言の結論3は、さらに別の「難民」の定義を規定している。OAU条約の定義と類似するその定義は、やはり難民条約の定義に加え、次の人も保護を受けるとしている。

「広範囲に及ぶ暴力、外国からの侵略、国内紛争もしくは大規模な人権侵害またはその他公の秩序を著しく乱す状況の故に、生命もしくは安全または自由が脅かされたため自国から逃れた者」（仮訳）

適用される難民の定義を理解するだけでは十分ではない。他にもさまざまな情報を収集しなければならない。無論、これらは面接が行なわれる地域や状況によって異なってくる。以下、チェックリストの形で挙げてみた。

- 他にどのような国際法が適用されるだろうか（国際人権法と国際人道法）？
- 申請者の出身国についてどれだけ知っているだろうか？
- どのような国内法が関わってくるだろうか（出入国管理法、外国人法、国籍法、犯罪人引渡法、国内人権法）？
- 過去の関連判例にどのようなものがあるか？

情報源を特定する

面接の準備には、申請者の出身国の状況についての知識が絶対不可欠といつても過言ではない。面接者は、申請者の国について基礎的知識をもたなければならない。調べなければならない情報には以下が含まれる。

- 出身国的基本的な政治的・行政組織。例えば、民主的に選出された政権かどうか、政党が存在するか、独立した司法制度や警察の有無、地方自治体・地方政府による自治が存在するか、移動の自由に制限があるかなど。
- 出身国における人権状況。難民の定義上の理由による、個人または集団に対する嫌がらせ、または迫害に関するレポート。
- 出身国の基本的地理（地図を含む）と経済的・社会的特徴。例えば、主要都市、都市間の距離、民族や部族構成、基幹産業、流通システム、特定の集団または地域に影響を及ぼしている経済格差や人口移動など。
- 出身国文化。例えば、家族の定義や家族関係の性質、女性の役割と地位、同性愛者に対する態度、「外国の影響」とみなされるものに対する態度など。

さらに、次の事柄についても詳しい情報を揃えるとよいだろう。

1. 警察、軍隊、治安部隊の活動。
2. 刑法制度や軍法制度。
3. 一般犯罪、軍隊内犯罪、政治犯罪に対する処罰など。

以上のように、収集する情報は法律に関する資料に限らない。人権状況についての報告書、一般出身国情報、民族・宗教・ジェンダー（社会的・文化的性差）・政治的集団に関する専門報告書や、最近の報道などが他の参考資料の例である。このような幅広い情報を入手するには調査力と想像力が必要となる。次にU N H C R本部から入手可能な資料と、現地で収集しなければならない資料を挙げる。

難民保護に関するデータベース

U N H C R本部の難民資料センター（the Centre for Documentation on Refugee、C D R）は、各地の現地事務所とリンクしているいくつかのデータベースを保有している。現在、以下の情報が収録されている。

- R E F C A S 難民保護に関する各国判例
- R E F L E G 難民に関連する各国内法令
- R E F I N T 国際文書（全文と留保）
- R E F L I T 本や定期刊行物、記事などの文献目録
- R E F P R O 各現地事務所の年間難民保護報告書（U N H C R内部文書、非公開）
- R E F I N F O 各国の状況、難民の状況についてのデータベース
- W R I T E N E T 毎週の状況報告や各国情勢の略史

出身国情報

各国政府、他の国連機関、難民や人権を扱う非政府組織（N G O）、研究機構や資料センター、高等教育機関、内外のマスコミ、外部の情報ネットワークやデータベースなど、出身国情報の情報源は多岐にわたる。こういった世界的なネットワークの一角を成すC D Rは、広範囲にわたる情報を図書館のような形で所蔵しデータベース化している。既存のデータベースをアップデートし、また新しい発信源を提供するのと同様、情報にアクセスし利用してもらえるようU N H C Rと各国政府の研究員、また個人の研究者に研修を行なうのもC D Rの大切な役割の一つである。

C D Rの主な目的は、U N H C R職員とその他難民の保護・認定・研修・調査研究の分野で働く人に最新の情報を提供することである。C D Rは難民・人権・移住・その他の関連分野について、豊富な文献や定期刊行物を保有している。また、U N H C R内の部署と各現地事務所の協力を得て法令や判例を含む、難民に関連する国内・国際法も多数収めている。C D Rは難民が出身国から逃れた原因や帰国の際の問題点について問い合わせに答えるほか、国や地域の歴史、政治、法律、社会に関する一般的な情報も提供している。C D RはI R E N Eという、電子メールと伝言板を通じて世界的なネットワークと情報交換を行ない、難民関係の文献を書評した季刊誌を発行している。

U N H C R 現地事務所でも日頃から、最新の出身国情報を収集することを勧めたい。同じ出身国から大量に難民が流入し専門的な参考資料を隨時利用している場合、情報収集活動は特に重要である。

もう一つの有益な出身国情報の情報源は、世界に広がる U N H C R 現地事務所のネットワークである。ほとんどの事務所は現地の現行法令、政治情勢、ニュースや他の報告書など、一般に公開されている情報にアクセスできる。具体的な情報を依頼する場合は C D R 、各地域局の法務アドバイザー、または本部の地域担当課長を通して行なうこと。

□ 申請の内容を知る

時間に余裕がない場合でも面接の前に、申請者の身分事項や申請書、他の関連する供述書など申請者が提出したすべての書類を翻訳し目を通しておくこと。

そうすれば、

- どのような点について質問すればよいか、見当をつけておくことができる。欠落している点、中途半端な点、矛盾点、はっきりしない点を確認しておくことができる。
- 申請者の信頼を獲得する一歩となる。申請者の名前や経歴など基本的な点を確認するために書類をあちこちひっくり返す面接者は不信感を招く。面接の結果は供述にかかっているのに、このような姿勢では正直な供述を得るのは困難となるだろう。

□ 通訳を準備する

多くの場合、面接は通訳の助けを得て行なわれるが、通訳はコミュニケーションをさらに難しくしかねない。何が求められているのか理解してもらうために、事前に通訳にブリーフィングすることが大切である。どのように面接を行ない、どのような質問をする予定なのか通訳に説明すること。難民認定のプロセスや専門用語などをかいづまんで説明するのもよいだろう。どんな場合でも、通訳に求められる倫理綱領について案内すること。特に、申請者に関する情報は決して外部に漏らしてはならないと念を押すことが重要である。また面接中、常に中立の立場を保ち、客観的な態度をとらなければいけないという点も理解させること。

通訳は、面接者と申請者の発言を逐一訳さなくてはならないということを理解しなければならない。要約したり欠落している部分を補足したりして訳すのは十分ではない。また、申請者の言葉や表現を修正して、供述により一貫性、信憑性、教養があるかのように見せかけてはならない。翻訳された内容について正確を期すために面接中メモをとらせ、事実をすべて明瞭に記録するよう通訳を訓練すること。人名や地名などは、はっきりわかるようにスペルしてもらうこと。また、面接者も申請者も、不明確な点は通訳に確認すると伝えること。

通訳に問題のあるときは面接を見合させるべきである。例えば、方言の違いから申請者が通訳を完全には理解しない場合、このような事態が起こりうる。また、難民を通訳として雇用する場合は、親族や同じ政党に所属している党员など申請者と密接なつながりを持つ難民を使うべきでは

ない。申請者と通訳の関係が、相互のコミュニケーション能力や意識を左右することを忘れないように。したがって、申請者と通訳がお互いに安心感を抱いているかどうか確認すること。これは面接のプロセスにおいて客観性を確保するためだけでなく、申請者が通訳に圧力をかけるのを防ぐためにも重要である。

詳しくは、UNHCR研修マニュアルRLD3、研修ビデオ *Interpreting in a Refugee Context* を参照。UNHCR本部より入手可能。

□ 物理的環境と面接者の態度の重要性

面接を準備するにあたって、面接者は思いやりある態度で臨み、申請者が進んで話ができるような環境を用意すること。面接には居心地のよい場所を用意しよう。申請者を礼儀正しく迎え、面接中も丁寧に呼びかけることによって良い印象を与えるようにしよう。姿勢や動作にも気をつけること。

服装にも気を配ろう。堅苦しい服装は申請者を落ち着かない気分にさせ、圧迫感から話をしづらくさせてしまうだろう。相手の文化に配慮したきちんとした服装であれば、申請者を尊重していることが伝わって、肯定的な印象を与えるだろう。

申請者に対し、決して威嚇するような口調を使ってはならない。必ず相手を安心させるように話し、質問に十分・正確に答えるように励ますこと。面接の場所についてはどうにもならないこともあるが、面接の全体的な雰囲気を左右する次の点に注意しよう。

◆ プライバシー

プライバシーは絶対条件である。供述のなかには、申請者が配偶者や家族にも話していない事柄があるかもしれない。人に聞かれるおそれがある場合、コミュニケーションは決してはかれない。したがって、面接の場所が完全にプライバシーが守られる環境であることが極めて重要である。

特に現場においては、プライバシーが守られる環境を常に確保できるとは限らない。暑く、騒々しい、雑然とした、張り詰めた状況での面接は、通訳、申請者、面接者全員にとって厳しい。このような環境が避けられない場合は、あらかじめ難民と通訳にそう説明すること。また、ちょっとした飲食物を用意したり全員が座れるスペースを確保するなど、最悪の条件を少しでも改善する努力が必要である。

◆ 邪魔が入らないように

面接を妨げる電話や外部から邪魔が一切入らないようにすること。面接中は部屋の入口に張り紙をし、邪魔しないように呼びかけること。

◆ 騒音がないように

気が散るような音は、申請者、通訳、面接者全員の集中力を低下させる。

◆ 座る位置と面接室

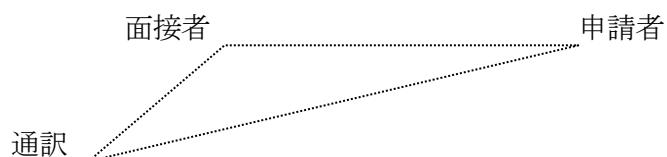
テーブルや椅子は段差がないところに、また可能ならば明るい場所に配置すること。室内とその周辺から威圧的な要素を持つものを排除すること（法廷のような内装、鉄格子、鍵のかかったドア、制服を着た人物など）。眩しくなる恐れがあるので、日が射し込む方向に申請者を座らせないこと。

面接者はどこに座ったらよいか

申請者から見て面接者と通訳がどこに座るかは、重要なポイントである。

通訳が面接者の隣りに、奥に少し引っ込んだ形で座ってもらうようにすること。
そうすれば、面接者は申請者と向かい合って話すことができる。

望ましい位置関係は、下の図のようになる。



子どもを面接するときは、威圧感によって不安にさせないよう、通訳は面接者よりもっと子どもに近い位置に座ること。

□ 時間配分を考える

入念な準備が大切であるもう一つの理由は、面接の時間は限られている場合が多いからである。まずははじめに事案の主な構成要素を分析してから、欠落している点や矛盾点を中心に面接の計画を立てよう。コミュニケーションの壁を克服するのに機転や特別な面接技術が必要と思われる点をあらかじめ予測しておくこと。

面接が長時間になりそうなときは、休憩を考慮に入れて計画を立てよう。面接はどの参加者にとても精神的に消耗し、集中力を要する作業であることを忘れないこと。とりわけ通訳と申請者

には休憩が必要である。面接者自身も最も効率よく仕事ができるように一定時間ごとに休憩をとらなければならない。また、申請者の家族（配偶者や子ども）や医療関係者などの参考人（拷問の被害者や身体障害者の場合など）にも会って話をきかなければならぬときは、その時間も計算に入れて予定を立てること。面接を始める前に、申請者に今後の流れと予定を説明すること。面接が長時間にわたる場合、一般的に1時間から1時間半に5分から10分間の休憩が必要とされていることを忘れないように。

□ 目的を再確認する

面接の準備の最終段階として、どのように面接を進めたらよいか、また申請者とその家族の将来にとって面接がいかに重要かを再認識することが大切である。

面接は裁判ではないことを想起することが重要である。

面接とは、難民認定の申し立てを構成するすべての事実を話し合い、表明する機会である。

要約すれば、面接の目的は

- 申請者の話をできるだけ詳しく、客観的・主観的要素を含め記録すること。申請者が十分に供述できるようにすること。申し立てのあらゆる面を網羅するように質問を注意深く用意した上で、面接を進めること。
- 面接者が難民認定の原則と基準に基づき、申請者の申し立て内容と信憑性を評価するのが意思決定プロセスの基本である。そのためには申請者の供述を丹念に記録し、他の資料と照らし合わせること。

次章で、どうしたらこの目的が達成できるかについて見ていく。

第2章

面接を行なう

本章の学習目標：

- どのように面接を始めたらよいか
- どのように申請者の信頼を獲得し保つか
- どのように質問したらよいか
- 真実を引き出すには
- どのように面接を締めくくるか

第2章

前章で見たように、面接の目的は事実を掘り起こし客観的な背後関係をできるだけ完全に解明することである。面接者は次の2点に気をつけよう。

- 高圧的、または冷淡と受け取られないようにすること
- 過度に同情しないこと

経験の少ない人にとって、庇護希望者を面接するのは並大抵のことではない。難民や庇護希望者を面接するのは困難で、時間のかかる仕事である。本章は面接を進めていく段取りを提案していく。

□ 面接を開始する

面接の出だしは、その後の流れを方向づける。まず最初に、面接者は次の点を申請者に伝えなくてはならない。

- 完全に中立の立場から申請者の話を聞くこと。
 - 組織の代表として、申請者の苦悩を憂慮し尊重すること。
- しかし、
- 難民該当性の具体的な要件を定めた法的枠組みに沿って仕事をしていること。

ステップ1 申請者の緊張を解く

次の方法で、相手を尊重して礼儀正しく迎え入れよう。

- にっこりしながら握手をする（または、その他適切な方法で挨拶をする）
- 申請者を名字で呼ぶ（正しい発音を確認した上で）
- 自己紹介する
- 時間に遅れてしまった場合は謝る
- 面接の準備ができたかどうか申請者に確認する

ステップ2 通訳を紹介する

通訳を紹介しその役割を説明した後、申請者と通訳がお互い理解し合えるかどうか確かめること。申請者に少し通訳と話してもらい、言葉の問題がなく満足かどうかを確認するとよい。

女性の申請者には、極力、女性の面接者と通訳を活用すべきである。性暴力が関連すると思われる申し立ての場合、この点は特に重要である。

子どもを面接するときも配慮が必要である。その場合、信用できる大人に同席してもらうようにすること（第4章、5章を参照）。

ステップ3 基本的な身分事項をチェックする

この時点までには、すでに申請者の基本的な身分事項を書き込んだ用紙か申請書を読んでおかなければならない。それでも記載事項が正確で記入もれがないかどうか申請者に確認しなくてはならない点でくわすだろう。付録1に、基本的経歴・登録書のサンプルがある。

ステップ4 背景説明をする

面接に入る前に、申請者にいくつか説明しなければならないことがある。事前に、事務所に接触してきたときに書面で渡してもよいし、面接を始める前に口頭で説明してもよいが、いずれにしても次の点を説明すること。

- 適用される「難民」の定義
- 難民認定に関する手続き

次の点を明らかにしなくてはならないと申請者に理解してもらうことが、特に重要である。

- 申請者は迫害を恐れているか？
- その恐怖は十分に理由のあるものか？
- 迫害は人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由としたものか、または、アフリカ統一機構（OAU）条約もしくはカルタヘナ宣言が定める「難民」の定義上の理由によるものか？

したがって、面接中の質問は主に以下の点に関連する。

- 出身国、特に申請者の出身地の状況
- 申請者、その家族、または類似した状況に置かれた人が過去に直面した困難
- 申請者が帰国した場合、どのような問題が予想されるか
- そのような問題がなぜ起きるか

面接を続ける前に、申請者が面接の趣旨とこれから聞く質問の目的を把握したかどうか確認すること。

ステップ5 申請者の権利と義務を説明する

面接者の役割を説明した後、今度は申請者自身の権利と義務を一通り説明することが重要である。主なものとしては

- **秘密を守られる権利。**申請者が提供するあらゆる情報は、出身国の当局や、また申請者の明白な承諾なくいかなる第三者にも明かされないことを申請者に説明し、安心させること。面接者も通訳も守秘義務を遵守すると申請者に伝えること。過去の経験や出来事について安心して率直に話してもらうには、この点について納得してもらわなければならない。

- **弁護士を依頼する権利。** 現場においてU N H C R職員が単独で難民認定を行なう場合、弁護士などが面接に同席することは通常認められない。しかしU N H C Rは申請者の代理人、その他難民支援団体などからよく書類などで資料を受け取る。このような情報は、面接者にとって参考になることが多い。

国内法が申し立ての場での弁護士やその他代理人の関与を規定している場合、その立ち会いを認めるのは大切である。申請者の申し立て内容に詳しく、難民認定の要件と国内法に明るい法定代理人などの同席は、申請者だけでなく面接者にとっても有益である。

- **証拠を提供する権利と義務。** 難民認定の判断は申請者が提供する事実関係にかかっている。事実を提供できるのは申請者本人だけである。面接者は申請者が今までの経緯を詳細に、説得力をもって提供するよう力を貸す重要な役割を担っている。申し立ての内容を裏付けし申請者を支援するには、面接者は新聞記事、参考人の証言、または人権状況の報告などの証拠資料入手しなくてはならないだろう。面接者にはまた、申し立てを補強するあらゆる証拠（入手可能な範囲内の）を提出する重要性を申請者に理解させる義務がある。しかし、面接は申請者のために行なわれる。面接者は進行役であって、面接はあくまで申請者が申し立てをする機会である点を想起すべきである。面接者と申請者双方が申し立ての主要な要素を確認する方法として、簡単な供述書を申請者に書いてもらうとよいだろう。この供述書は実質的な面接に入る前の事前準備にも使える。（付録1、基本的経歴・登録書を参照）。
- **真実をありのままに話す義務。** 申請者に真実を包み隠さず語るのが最も本人のためになると伝えること。申請者は第三者から、このような申し立てをすれば認定されやすいと聞いているかもしれない。面接者はそのような現実を認識すること。申し立ては作り話ではなく実体験に基づいていないと申請者に理解させるのは、面接者の役目である。

ステップ6 プロセスを説明する

申請者に面接がどれくらいかかる予定か、休憩が入るかどうか、どのように質問するかについて説明すること。前述のステップ1から5までを説明した上で、まだよくわからない点、もっと説明が必要な点はないか申請者に尋ねること。全部理解されて初めて、実質的な面接に入ることができる。

- **簡単なチェックリスト**
- ✓ 自己紹介し、申請者の不安を取り除くためにこれから予定を説明する。
- ✓ 通訳を紹介する。面接に入る前に、申請者と通訳がお互いに理解し合えるかどうか確認する。
- ✓ 申請者と一緒に基本的経歴書や申請書をチェックし、間違いや記載もれがないかどうか確かめる。

- ✓ 難民の定義と、どのような種類の質問をするかを説明する。
- ✓ 秘密を守られる権利、証拠書類を提出する義務、眞実を話す義務について念を押す。

□ 申請者の信頼を維持する

今まで説明してきたステップの目的は、申請者の信頼をある程度獲得することにある。面接者は、申請者がすべてを理解しているか、また、緊張していないかどうか面接の間中目を配り、もしさのような感触をうけたときは直ちに対応すること。そうすれば信頼を得ることができる。

これには、次の2つのアプローチが役立つ。

◆ アイ・コンタクト

目を合わせることが異なる意味合いをもつ文化圏を除いて、にこやかに相手の目を見ながら話を聞くことはその内容に全面的な注意を向けていることを示す。申請者が話している最中に、書類を読まないこと。書類をチェックしなければならないときは、相手の話が一区切りつくのを待とう。

通訳の目ではなく、申請者の目を見て話すように。通訳を「通して」ではなく、質問は直接申請者にすること。

悪い例 (通訳に向かって) 「爆弾が爆発した後、どうなったのか聞いて下さい。」

良い例 (直接、申請者に向かって) 「爆弾が爆発した後、どうなったのか話して下さい。」

◆ 姿勢

体の姿勢も、アイ・コンタクトと同じように申請者の話に対する関心を示すことができる。自然な姿勢で、相手の話に耳を傾けリラックスすること。申請者を萎縮させないように、面接者はなるべく感情を顔や態度に出さないようにしよう。

悪い例

- 椅子にもたれて座る。頻繁に座り直す。
- テーブルに足をのせる。
- 窓の外を眺める。
- 話に同意できない、または信じられないなどという動作をする（頭を振ったり、目を天井に向けたりする）。

□ 質問する

穏やかに質問すること。また、あまり矢張りばやに質問しないこと。できるだけ自由に話ができる

るよう、庇護希望者に十分な時間を与えること。他にも審査しなければならぬ多数の案件を抱えていても、早く話の核心に触れるよう申請者を急かすのはやめよう。関連する重要な点に迫ろうとしているかもしれないからである。

質問はあらかじめ用意したリストから読み上げるのではなく、自然に発せられなければならない。面接質問表や質問チェックリストを利用すれば、面接で尋ねなければならない重要な点が明らかになるだろう（付録1、難民認定アンケートのサンプルを参照）。しかし事前の予定や質問に固執すると、面接の流れや可能性を制限する結果となるのでやめよう。

話し方には速度、声質、リズムなど個人差がある。申請者の緊張をほぐしコミュニケーションを促すには、できるかぎり申請者の話す速度やトーンに合わせるとよい。

面接中は、申請者が話したあらゆる関連事項に踏み込んで質問をすること。どのような返答や問題点にも、不透明な部分を残したまま面接を終了してはならない。このためには面接中、常に機敏に頭を働かせていかなければならない。

例：

申請者は、ビラを配布しようとしたところ逮捕され、3カ月間拘禁されたと供述した。これをもっと明確化するには、次のような質問をしなければならない。

- 「なぜ拘禁されたのですか？」
- 「拘禁中、どのような扱いを受けましたか？」
- 「起訴されましたか？」
- 「拘禁中、家族と連絡を取ることはできましたか？」
- 「どのような場所に拘禁されたのですか？」

このような質問を追ってすれば、さらに多くの関連情報を得ることができる。また、関心を持っています、何が起こったのか知りたいと思っている面接者の気持ちも示す。

沈黙の処理

特に一般的な質問やオープンな質問（下記を参照）をするときは、申請者に考える時間を与えること。すぐに返事が返ってこなくても制限的に言いかえて質問しないこと。限定的な質問は返答しやすいかもしれないが、申請者が自分にとってその出来事がいかに重要かを完全に伝える機会を奪うことになりかねない。

例：

面接者：「軍部が政権を取った後、あなたに何が起きましたか。」

沈黙

面接者：「尋問を受けたり、逮捕されたりしましたか。」

相手が黙りこんでしまった場合の望ましい処理方法は、質問を漠然と言いかえることである。
同じ例：

面接者：「軍部が政権を取った後、あなたに何か起きましたか。」

沈黙

面接者：「軍部が政権についてから問題が始まったと前に話してくれましたね。どういう困難に遭遇したのか、話してもらえますか？」

話の内容に興味があり、その続きを待っているということを示す面接者の沈黙は、申請者に話を促すこともある。この間（ま）によって申請者は質問をよく考え、過去の出来事を思い起こすことができる。沈黙の間には非言語コミュニケーションが活発に行なわれている点にも注意しよう。

質問の種類

面接者は、面接の各段階によってどのような質問が最も効果的で、コミュニケーション上の障壁をどう回避すべきかを理解しなくてはならない。そうすれば、申請者のためらいや不安という問題を克服することができる。次に2つの種類の質問を説明する。「オープンな」（返答自由型の）質問と「閉ざされた」（返答制約型の）質問である。

◆ 「オープンな」（返答自由型の）質問

「オープンな」質問は、全般的な情報を求める質問であって、「はい」か「いいえ」の一言で答えることのできない質問である。申請者自身の意見や反応について知るために使われる技術なので、面接の出だしで使うと最適である。「オープンな」質問は、申請者に自分の言葉で話す機会を与える。

例：

- 「なぜ出国しようと決めたのですか？」
- 「戦争が終わった後、どのように生活が変わりましたか？」
- 「自分の国の当局から受けた問題について、説明して下さい。」
- 「政府が変わった後、どうなったのですか？」
- 「送還されたら問題が待ち受けているかもしれないとなぜ思うのですか？」

「オープンな」質問によって面接者は申請者を取り巻く問題と、出身国に戻りたくないという意思について、より深く理解することができる。

また「オープンな」質問は、重要な点について申請者により率直に話してもらうために使うことができる。

例：

申請者：「当局と問題を起こしたくなかったので、ミーティングに行くのをやめました。でも、何も変りませんでした。私はまだ当局に狙われていたのです。」

面接者：「なぜそのように思ったのか、話してもらえますか？」

このように尋ねれば、もっと重要な情報を引き出すことができるだろう。

「オープンな」質問を避ける場合

「オープンな」質問は時間がかかることがある。緊張していたり、感情が高ぶっていたり、面接者の意図を誤解した場合、申請者は混乱して的外れなことを延々と話し続けるだろう。この場合、面接者は礼儀正しく話を遮り、質問を変えて面接を適切に進行しなければならない。また「オープンな」質問をするときは、質問に対し的確な答えが返ってくるかどうか、申請者の教育レベルや文化的背景を考慮すること。

◆ 「閉ざされた」（返答制約型の）質問

「閉ざされた」質問はだいたい「はい」か「いいえ」のひとことで答えられる、または単純な事実を求める質問である。

例：

- 「いつ自分の国を出国し、いつここに到着したのですか？」
- 「旅費は誰が払ったのですか？」
- 「この国に入国するのにビザを取りましたか？」
- 「どのような経路でこの国に来ましたか？」
- 「他の国で難民認定の申請をしましたか？」

「閉ざされた」質問は、供述のはつきりしない点、特に矛盾を解明するために使われる。

例：

- 「拘禁中、尋問されましたか？ 誰に？ 何回くらい？ 尋問はどれくらい続いたですか？ どんなことを聞かれたのですか？」
- 「どこに拘禁されたのですか？ 刑務所の処遇はどのようなものでしたか？ どのような扱いを受けたのですか？ 監房はどれくらいの広さでしたか？ 独房だったのですか？」
- 「お兄さんと一緒に隠れていたそうですが、身分事項のところにはたったひとりのお兄さんは海外在住と書いてありますね。ご兄弟は何人いるのですか？」

次に、質問する際の一般的なヒントを何点か挙げる。

1. 質問は短く、簡単に。

「オープンな」質問と「閉ざされた」質問を交互にすること。そうすれば申請者は面接中より率直に自分を表現することができ、緊張が和らぐだろう。面接者が故意にはつきりしない点や矛盾点ばかり聞くという印象を申請者に与えないためにも役立つ。

2. 申請者を混乱させるような一連の質問をしない。

反対尋問のように詰問したり、声を荒げて質問しないこと。

望ましくない例：

「ビザの申請をしたとき、あなたはよい仕事に就いていて2週間の休暇しかとれないと言いました。空港ではまた、この国には親戚はいないと言いましたがお兄さんはここで難民申請しています。今度は送還されたら迫害を受けると言う。あなたはビザを取るときにウソをつき、空港でもウソをついた。どうして今更あなたを信じなくてはならないのですか。」

□ 真実を引き出す

この大切な目的を達成するには、次の2つの方法が役に立つ。

◆ 申請者に話し続けてもらう

申請者の信頼を獲得し、維持することの重要性は先に述べた。信頼さえ得られたら、申請者に自由に話し続けてもらうのはさほど難しいことではない。

遮らないこと： 申請者がまだ答えを言い終わらないうちに、次の質問に移らないこと。

ためらいや沈黙があった場合でも、話をうながすこと： うなずきながら「・・・それで？」や「なるほど・・・」などとあいづちを打ち、静かに話を促すこと。返答のなかのキーワードを繰り返す方法もある。

例：

申請者：「彼らが私を探していると聞いたとき、どうすればいいか分かりませんでした。私は家や仕事に戻るのが恐ろしくて....（途切れる）」

面接者：「怖かったのですね....」

申請者：「毎日、人が消えて行方不明になるのです....死体で見つかることもあるのですが、そのまま消えてしまう人も多いのです....（途切れる）」

面接者：「そうなんですね....」

申請者：「友人の家に行って何が起こったのかを話したら、市内にとどまるのは非常に危険だと言わされました。その時、逃げよう決めたのです。」

面接者：「それで、その後どうしたのですか....」

このように応じれば、申請者は真剣に話を聞いてもらっていると実感することができる。面接者は理解を示してはいるが、話の内容についてどちらの側にたつということなく、あくまで中立である。こうすれば、申請者はさらに話を進める気になるだろう。

◆ 矛盾を特定する

矛盾には次の2つの種類がある。

口頭での供述と提出書類（申請書や他の資料）の内容が食い違う

例：

- 申請者は1992年6月から6ヶ月間拘禁されたと言うが、パスポートは同年10月発行となっている。

このずれは本人の日付の記憶違い、または親戚や友人が代わりにパスポート（たぶん賄賂を使って）を取得したことで説明できるかもしれない。

- 申請者は、兄が学生ストに参加したため逮捕され現在に至るまで拘禁されていると供述した。

しかし、申請書にはたったひとりの兄は米国在住と記載されている。

ここでは「兄」が文化的に別の意味を持つのかもしれない。あるいは、通訳が2人目の兄弟の名前を単に書き忘れただけなのかもしれない。

つじつまの合わない行動

例：

- 申請者は逮捕されるのを恐れて友人の家に隠れていたと言う。しかし、それでも毎日以前と同じ職場に出勤していたと言う。

面接者はこの矛盾を解消する責任を負っている。次のような当たり障りのない質問をしてみよう。

「職場で逮捕されたり隠れ家に尾行されるのを、恐れていなかつたのですか？」

こうすれば、申請者は補足説明をするだろう。出国するだけの資金がなかったために、あえて危険をおかしても出勤せざるを得なかつたのかもしれない。また、家族に危険が及ばないようにできるかぎり国にとどまろうと思っていたのかもしれない。

- 申請者は、3月に初めて殺すという脅迫を受けてから2、3週間ごとに脅迫を受けたと言う。5月にはトラックにひかれそうになった。それでも翌年の2月まで出国しなかつた。

今までの例と同様、さらに詳しい説明が必要である。

「それは大変怖かったでしょうね。国から逃げなくてはならないと決めたのはいつですか？」

このように尋ねればもっと多くの情報が得られるだろう。それに対し「出国しようと決めるのになぜそんなに時間かかったのですか？」というあからさまな質問は申請者を狼狽させ、面接者が求める説明には到達できないだろう。

- 追及する

追及とは必ずしも面接者が批判的な態度をとる、ということではない。追及は、混乱していたり一見矛盾している供述を明確にする手段であり、申請者に関する詳細をすべて提供する機会を与えるということである。

追及は、機転や根気強さが求められるとともに、申請者に自分自身の供述を客観的に見つめ、はつきりしない点や矛盾を解消する重要性について理解させる能力を要する複雑な技術である。辛抱強く獲得しようとしてきた信頼を損ねるような、**批判的・高圧的な態度**はどのようなことがあっても取らないこと。

今までみてきたように、矛盾点や不明確な供述に直面したときは、まず申請者に説明する機会を与えること。一例としては、自分の不手際のせいにし、次のように言うこともできる。「申し訳ないのですが、今のところをどうも勘違いしていたようです。間違えたくないので、もう一度一

緒に確認してもらえますか？」このようにすれば、申請者を動搖させたり不安にすることを避けられる。

もう一つの方法は、質問を言いかえることである。申請者は、文化の違い、通訳の存在、体調、または集中力の散漫によって質問を誤解したのかもしれない。このような場合、質問を言いかえれば意図するところがすんなり理解されることもある。

それでもまだ明快な説明が得られず矛盾点が残る場合は、申請者に無理強いせずそのままにしておくこと。あとでいつでもその部分に戻ることができる。申請者が話したくない、もしくは話すことができないという可能性もある点に注意しよう。（付録2、UNHCRガイドライン「トラウマ（心的外傷）と暴力の被害者の診断とケア」からの抜粋、第3章「コミュニケーション上の障害」を参照。）



覚えておこう

- 追及は、真実を突き止めるのに必要な手段である。しかし、面接者が努力して積み上げてきた信頼を損ねるべきではない。信頼関係はコミュニケーションの基本である。
- 依然として残された矛盾点とそれに対する申請者の返答や説明をもらさず記録すること。後に申し立てを分析・評価するのに役立つだけでなく、今後の面接にとっても重要な記録となる。
- 細かい点一つ一つに留意すること。
- 決めつけるような調子で質問しないこと。申請者を圧迫し、コミュニケーションの壁となったり意思疎通を妨げる。
- 否定的な表現を避けること。例えば「・・・を説明してもらえますか？」や「・・・というのは、こういうことなのでしょうか？」といった言い回しを使うこと。

□ 面接を終了する

面接を締めくくる際、次のチェックリストの事項を確認しよう。

- 申請者に、他につけ加えることはないかどうか確かめたか。
- 今後の予定を申請者に知らせたか。
以下の点について、なるべく具体的な情報を与えるのは大切である。
 - 面接の結果は、いつごろ本人に伝えられるのか。

- ー 認定された場合、どうなるのか（身分証明書、家族との再会、就労権などについて）。
 - ー 認定されなかった場合、どうなるのか（異議申し立ての権利とその手続きについて説明すること）。
-
- どのようなケースでも、申請書と一緒に提出される面接報告書に関連情報をすべて書き込むと申請者に伝えたか。
 - 通訳に礼を述べたか。また、申請者にもその機会を与えたか。

第3章

コミュニケーション上の障害

本章の学習目標：

- コミュニケーションを妨げる一般的な障害とは何か
- どのように障害を克服するか
- 敵意のある、または脅迫的な態度にどう対処したらよいか

第3章

すでに見てきたように難民申請者の面接は、その結果にかかっているものが大きいだけに他の目的で行なわれる面接とは異なった意義を持つ。認定は申請者とその家族に再出発と新たな希望を意味する。一方、不認定は絶望や危険をもたらす。この認識は面接者に多大な責任を負わせる。

最初の2章では、面接を準備し実施する段取りについて説明した。本章ではコミュニケーションを妨げる障害とその原因、またそれを克服する方法について詳しく検討しよう。申請者の脅迫的な態度という問題と、面接者としていかにそれに対処したらよいのかについても検討する。

□ ト ラ ウ マ（心的外傷）の影響

庇護希望者が容易に自分の申し立てについて話せないのは、決して珍しいことではない。途切れ途切れに話したり、黙りこんでしまったり、支離滅裂な話や矛盾しているような説明をすることがある。あるいは、面接のために暗記してきたと疑われるような話をそらんじてみせることもある。面接者は辛抱強く話を掘り下げ、真実を引き出さなければならない。

身体的または精神的なショックを経験した人は、苦痛の原因となった出来事を話すことによって当時の感情を再体験することに強いためらいを感じることがある。話たくないという意思も無意識のものかもしれない。もっと極端な場合には、過去の経験が潜在意識に抑圧されていることもある。申請者が取り乱して筋の通った表現ができなくなったり、過去の特定の出来事しか思い出せないことはまれではない。

また、申請者は通常の審査を妨げるような精神的・心理的障害を負っているかもしれないという点を、面接者は覚えておかなくてはならない。申請者にそのような障害があると思われるときは、申請者の健康状態について医師の診断を仰ぐべきである。拷問や性暴力の被害者であると思われる申請者や、年齢や障害のために面接に特別なケアが必要な申請者にも、格段の配慮が必要である（詳しい手引きについては、『U N H C R ハンドブック』206－212段落、Guidelines on Preventing and Responding to Sexual Violence against Refugees、付録2「ト ラ ウ マ（心的外傷）と暴力の被害者の診断とケアに関するU N H C R ガイドライン」より抜粋を参照）。

まとまりのない供述

誰にでもある物忘れは、過去の出来事を思い出すのに最大の障害の一つである。庇護希望者の場合、精神的ショックや時間の経過によって、日付、場所、距離、事件や重大な個人的体験までも忘れ去ったり、混乱してしまうことがある。要領を得ない供述や不正確な情報は、必ずしも申請者が不誠実であるということではない。今までの体験すべてを記憶しておくことを申請者に要求するのは無理である、という点を面接者は念頭に置くこと。

時系列順に事件を思い起こすのには、とりわけ困難が伴うかもしれない。申請者は精神的・身体的に最も打撃を受けた出来事を記憶していても、その順序をほとんど憶えていないことが多い。

例：

「武装集団の人が何回か私を探しに家にやってきました。友人2人は行方不明になり、もう1人は死体で発見されました。私は叔父の農場に逃げ、安全と思うまで5ヶ月間そこに隠っていました。何回か匿名の脅迫を受けました。見知らぬ人が職場にやってきて、私についてあれこれ聞きまわっていました。国から逃げなくてはならないと決めました。」

面接が進むにつれて、この順序どおりに事件が起きたのではないことが明らかになるかもしれない。友人の死体は申請者が叔父のところに行った後に発見された。見知らぬ人が雇用主に質問にきたのは申請者がビザを申請した後だった。このような混乱自体は、必ずしも意図的な虚偽とはいえない。

情報を明らかにすることへの恐怖

迫害を恐れて国から逃れた庇護希望者は、長期にわたって心理的な後遺症に苦しむことが多い。このような心の傷はいろいろな形で外に現れる。例えば

- 官憲（特に制服を着た人）に対する恐怖
- 親類や友人を危険にさらすのではないかという恐れ
- 面接に対する不安感
- 不認定になった場合のその後に対する危惧

例えば、出身国で非合法化されていた政治運動に関与していた人は、未知の人に対し警戒心を抱くだろう。この政治運動は、組織としての成功とメンバーの生存にとってカギとなる共通な価値観や慣習を基盤として作られた社会的ネットワークであった。こういう人にとって部外者に自分の内面、信条、体験をさらけ出すのは容易ではないだろう。また、通訳に対する申請者の不信感も一見断片的で混乱した話の一因となる。

自尊心の喪失

申請者は自分に対する尊厳をおとしめるのではないかという恐れから、ある情報を黙っていることもある。この場合、申請者のジェンダーと文化的・社会的役割を要因として検討すること。例えば男性の申請者なかには、恐怖を感じしたことや、やむを得ず妻子を置きざりにしたことを認めるのに抵抗を示す人がいる。性暴力を受けた女性は深い屈辱感から、家族にすら話していないことがある。

「カルチャーショック」

異なった文化に移り住む人——特に発展途上国から、先進工業国に移る場合——は環境の変化から生じる戸惑いや不安感から、明確で一貫性のある供述ができなくなってしまうことがある。庇護希望者の話があやふやで説得力がなくても、ウソをついているのではなく、新しい社会・文化に適応する過程での不安感や心労が原因であるかもしれない。問答形式の面接に不慣れなこと

も、コミュニケーションの壁となるだろう。

観念や概念の相違

かなり似たような言葉でも、文化によって異なる意味を持つことがあるので誤解の原因となる。この問題は庇護希望者にとって、深刻な影響をもたらしかねない。

例：

スイスで難民申請をしたトルコ人庇護希望者は、出身地付近の山（山岳地帯）に逃げ込んで逮捕を免れたと供述した。この申請者は不認定となったが、その理由の一つに彼の出身地は丘（丘陵地帯）に囲まれていたという事実が挙げられていた。スイス人の面接者は、申請者の出身地には山がなかったために信憑性なしと判断したのである。しかしトルコ語の「山」は、丘陵地帯も指すのである。

他によく使われ、誤解を生みやすい言葉としては、兄弟といとこがある。例えば、多くのアフリカ人にとって、この2つは近親者だけでなく部族の構成員全員を含む。

文化によって時間、真実と虚偽の概念も異なるため、庇護希望者の信憑性に疑いを投げかけるような誤解をもたらす。

□ 面接者としての態度

面接中の態度については以下のガイドラインが参考になる。今まで挙げたアドバイスと類似点が多いことに気がつくだろう。

- 面接者としての責任を常に自覚すること。公正でない判断は、申請者にとって致命的な結果をもたらしかねないという点を忘れないように。
- トラウマの症状が見られた場合、さらにショックを加えないよう次の点に気をつけよう。
 - 面接室が法廷に類似しないようにすること。
 - 制服を着た人が立ち会わないようにすること。
 - 申請者が苛立ち、緊張している場合は、落ち着いてゆっくり質問すること。面接者は申請者を助けようとしているのであり、そのためには質問をはぐらかさず正直に答えるのが最も大事だと安心させること。
 - 面接で得た情報を裏付けるために、入手可能な範囲のあらゆる証拠資料を参照すること（申請者が提出した書類、新聞記事、人権状況についての報告書、診断書など）。
 - 申請者が提供した情報は、すべて守られると申請者を安心させること。通訳の役割をはっきり説明し、守秘義務が通訳にも課せられていることを申請者に説明すること。
- 常に中立の立場を守ること。次のような非難ともとれる質問は避けること。
「家族をおいて国から逃れるなんて、どうしてできたのですか？」
「見ず知らずの人に子どもを預けるなんて、よくできましたね」

- 面接中、申請者の文化的背景を考慮し誤解が生じないように心掛けること。観念や概念が異なるかもしれないという点に注意を払うこと。
- 申請者と面接者の、また、申請者と通訳の関係に影響を及ぼしうる他の数々の要因としては、年齢、ジェンダー、社会階級、教育、人種、信仰、政治的または社会的価値観、身体的・精神的障害が挙げられる。面接中こういった要因に気をつけ、またこれらがどのように申請者とのコミュニケーションに支障を生じうるか注意すること。また、通訳にもこの点について説明するのが大切である。

□ 申請者に面接に協力する意思もしくは能力がない場合

難民は拷問や暴力の被害者かもしれないという点、また過度のストレスを負っているかもしれないという点を想起しよう。面接のプロセス自体が申請者を怯えさせ、攻撃的に見える態度を引き起こすことがある。面接者は心理障害の兆候や症状を知らなければならない。面接を進める以前に、申請者の精神状態には治療が必要かもしれないという可能性も理解すること。

前述の点に注意しても面接者は、非協力的で、敵対的または攻撃的な行動を取る難民や庇護希望者に直面するかもしれない。その場合は安全確保が最大の関心事となる。あらゆる面接において、面接者、通訳、職員全員が暴力から守られるよう、事前対策を取っておくこと。多くの現地事務所では、現地の警察官や警備員を配置したり、その他の警備対策（面接室に窓をもうけるなど）を講じている。しかし遠隔地では警備が手薄なこともあるので、問題が発生したら現地当局や他の職員に応援を頼むなど代替手段を取る必要がある（詳しくは7章「安全面の問題」を参照）。

面接を中断する

非協力的で敵意ある態度は、さまざまな形で表れる。どのような形で表れたとしても、そういう態度は面接の中止をもたらす場合がある。申請者が質問に答えるのを拒否したり、返答能力がないように見受けられるかもしれない。頑なな態度を崩さないため、面接が難航し、時間が費やされるときもある。

そのようなときは、

- 常に平静を保つこと。申請者がなぜ敵意のある、または非協力的な態度を取るのか理由を突き止めること。多分、申請者には面接を続けたくない個人的事情があるのだろう。
- 質問に答える意思もしくはその能力がないかぎり、または十分に協力的な態度が得られないかぎり、面接は続けられないと申請者に説明すること。
- 可能ならば、訓練を受けたカウンセラーや福祉担当官にあいだに入つてもらうとよい。そうすれば申請者に協力しようとしている姿勢が伝わって信頼が回復され、面接を再開できるようになるかもしれない。

申請者の気持ちを静めたり信頼を得ようと努力しても申請者の態度が改善されず、面接続行が不可能なときは、最後の手段として面接を中止し別の日に延期すべきである。延期は処罰ではなく、単に協力が得られないのでせざるを得ないと説明すること。後日協力を得たいという意向を申請者に知らせること。そうすれば申請者は自分の態度を見つめ直し、後日もっと前向きな心構えで面接に臨むことができるかもしれない。必要であれば、次の面接は別の面接者が担当すること。

敵対的で非協力的に見える態度も他の問題の症状であったり、または面接のストレスなどに対処するのに深刻な問題を抱えているという表れかもしれないことを面接者は常に覚えておこう。申請者が直面している問題が、面接者の事務所を通してカウンセリングや医療・社会福祉サービスで対処できる場合、できるだけ早く予約を取ること。そうすれば申請者のことを親身に考え、協力を惜しまないという意思表示となるだけでなく、申請者が抱えている健康上の問題など重要な情報がもたらされるかもしれない。

第4章

女性の難民申請者を面接する

本章の学習目標：

- 情報源
- 難民と認められるための要件
- 女性の難民申請者を面接する

第4章

本章では、女性の難民申請者を面接する際に特有の問題点を検討する。はじめに情報源と難民と認められるための要件から見ていこう。

□ 情報源

数多くの参考資料が、女性の難民認定審査の面接を行なうための有益な手引きや情報を提供している。Guidelines on the Protection of Refugee Women (EC/SCP/67、22 July 1991) は一章を割いて難民認定のための法的手続きと要件、そして面接を行なうための考察を行なっている（53－76段落）。

他の関連資料には

1. UNHCR執行委員会 結論39、54、60、64、73
2. Note on Certain Aspects of Sexual Violence against Refugee Women (A/AC.96/822、12 October 1993)
3. Guidelines on Preventing and Responding to Sexual Violence against Refugees (UNHCR 1995)
4. Guidelines on Women Refugee Claimants Fearing Gender-Related Persecution (カナダ入国管理難民認定委員会、IJRL (1993)、Vol. 5, No. 2を参照)
5. Guidelines on Considerations for Asylum Officers Adjudicating Asylum Claims from Women (米国入国帰化局、26 May 1995)

がある。

これらの資料をもとに本章を進める。

出身国情報

難民条約上の難民の定義に関連する性暴力を取り上げた執行委員会結論とUNHCRガイドラインに述べられた基準や原則のほかに、面接者は当該出身国情報に精通していなければならない。一般的にそのような情報には次が含まれる。

- 女性の法的地位。例えば、裁判での地位、告訴する権利や証言する権利、離婚や親権に関する法律、財産所有権や、中絶する権利・中絶を拒否する権利。
- 女性の参政権。例えば、投票権、被選挙権、政党に参加する権利。
- 女性の社会的・経済的権利。例えば、自分で選んだ相手と結婚する権利、教育への権利、就労する権利、夫と死別した女性や離婚した女性の地位、服装や表現の自由。

- 女性に対する暴力やその形態、女性が受けられる保護措置、加害者に対する制裁や処罰。

供述で示された状況にある女性が帰国した場合、どのような結末が待ち受けているかについて面接者は特に注意を払わなければならない。

□ 難民と認められるための要件

特定の「社会的集団」としての女性

難民条約上の「難民」の定義では、ジェンダーを迫害の理由と特定していない。しかし常に発展を続ける難民法の分野では、性別に関連する迫害は条約難民の定義に合致する明白な迫害であると近年とみに認知されている。このように難民条約は、人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会的集団の構成員であることのうち一つ以上の理由のためにジェンダーと関連する迫害の十分に理由のある恐怖を示す女性に、保護を与えると解釈できる。また、性別のみを理由とした迫害を恐れる女性は「特定の社会的集団」とみなされるという国際的な認識がありますます高まっている。この点に関してUNHCR執行委員会は、国家が「社会的慣習を逸脱したために過酷または非人道的な取扱いに直面する女性の庇護希望者を、1951年国際連合難民条約第1条A（2）の意味における『特定の社会的集団』とみなすことができるという解釈を自由に採用できる」としている（執行委員会結論39、XXXVIを参照）。

社会規範やしきたりをおかしたことに対する迫害

UNHCR Guidelines on the Protection of Refugee Women は、難民認定の審査ではジェンダーを理由とした迫害や過酷な差別を恐れる女性を、特定の社会的集団の構成員とみなすよう勧告している。さらに、政府に社会規範やしきたりをおかしたために虐待を受ける女性を保護する能力または意思がない場合は、難民認定される根拠になりうるという認識をUNHCRが広めることも提唱している。

面接者は、社会規範や慣習を逸脱したために過酷または非人道的な扱いを恐れる女性の難民申請者の申し立てに関連する要素を認識しなければならない。カナダ入国管理難民認定委員会のGuidelines on Women Refugee Claimants Fearing Gender-Related Persecution は、このような難民申請者を次のように規定している。

「出身国における性差別的な宗教法または慣習法もしくはしきたりに従わなかつたか、またはそれらから逸脱した結果、迫害を恐れる女性。そのような法律や慣習は女性を特定し男性より一層弱い立場に置くことによって、ジェンダーによって定義される社会的集団をつくりだす可能性を生む。女性がおかしたと非難される宗教的戒律や社会的伝統または文化的規範は、決められた結婚相手でなく自分で配偶者を選ぶことから、化粧をすること、髪を隠さないこと、または髪の長さ、服装の種類まで広範囲に及ぶ。」

性暴力

過去の事例から、女性の難民は特に性暴力を受けやすいことが明らかになっている。多くの紛争では恐怖を広める戦略の一環として、女性に対する暴行が組織的に行なわれている。

庇護を求める際、性暴力の被害者はそのような出来事について話したがらなかつたり、話すことができない可能性がある。さらに、性暴力を受けた女性は家族や地域社会からも孤立しているかもしれない。したがつて面接で女性から情報を得るために、面接者はジェンダーに配慮したさまざまな技術を駆使しなければならない。

迫害の一形態としての性暴力

U N H C R 執行委員会の要請に基づいて作成された Note on Certain Aspects of Sexual Violence against Refugee Women は、難民条約の定義における迫害としての性暴力について次のように述べている。

「人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会的集団の構成員であることを理由に強姦やその他の性暴力が当局の容認のもとに行われている事実に疑いの余地がないとき、1951年難民の地位に関する条約第1条A（2）の意味における「難民」の定義上の迫害とみなすことができる。このように、そのような状況下での強姦に対する十分に理由のある恐怖は、難民認定を申請する根拠となりうる。」

□ 女性の難民申請者を面接する

面接へのアクセス

女性が家族の一構成員で申請者本人とみなされていない場合、男性の家族よりむしろ彼女のほうが迫害の対象だったかもしれないのに、その女性を面接しなかつたり、またはおぎなりな面接しかしないことがある。この点を踏まえ、面接者は配偶者や成年に達した子どもなど、女性である家族の構成員に個別に面接を受ける機会を保障すること。こうして初めて面接者は、女性の家族構成員が独自の申し立てを有していないかどうか確認することができる。

信憑性の問題

男性の親類が行なった難民申請に関連して女性を面接すると、どちらにも信憑性の問題が見られる場合がある。例えば、夫の申し立ての信憑性を確認するために妻を面接したとき、妻は夫の体験の細かい点について知らないことがある。女性である家族の構成員から裏付けがとれなかつたため、面接者は一見、夫の信憑性をマイナスに評価するかもしれない。しかし文化によっては、男性は家庭で家族の女性に仕事、政治、軍事的または社会的活動について話さない。その結果、妻、娘、母親が、夫、息子、父親の体験に関して質問されても答えられないという事態が生じる。女性の家族の知識の欠如、または矛盾する返答があったとしても必ずしも供述全体に信憑性がな

いとはいえないという点を、面接者は認識しなくてはならない。

面接者としての役割

女性の難民を面接するときは、特に以下に注意すること。詳しくは UNHCR Guidelines on Preventing and Responding to Sexual Violence against Refugees、33-34ページ、38-41ページを参照。

- 前章でも述べたように、申請者の信頼をかちとり基本的な信頼関係を築くこと。この点は性暴力の被害者の場合、特に重要である。面接者のおもいやり、配慮、客観的・中立的な態度はいつでも欠かせない。
- できるかぎり、女性の難民申請者には女性の職員・通訳が面接すべきである。そうすれば申請者が自分の体験を話すことに、いくらかでもためらいを軽減することができる。性暴力を受けたと供述する申請者の場合、申請者が拒否しないかぎり、必ず研修を受けた同性の職員が面接すること。たらい回しにされないように、同じ面接者が一貫してそのケースを受け持つこと。カウンセリングや、医師もしくは法律専門家の助言を受けられるように手配することもあるだろう。
- コミュニケーション（特に動作など非言語コミュニケーション）におけるジェンダーの差違に注意すること。異文化コミュニケーションの場合、この点は特に重要である（女性が出身文化のために面接者の視線を避ける場合など）。
- 家族が同席したり、話が聞こえる範囲にいることがないよう、女性に個別に面接を受ける機会を与えること。
- 申請者が性暴力の被害者と思われる場合や、申請者がそのような事件について返答する能力もしくは意思がない場合は、慎重に、間接的な質問をすること。自分なりに話ができるよう申請者に時間を与えること。その事件について話すことを決して強要してはならない。その代わり、心の準備ができたらいつでも耳を傾ける用意があると申請者を安心させること。性的虐待について事細かに聞き出す必要はない。
- 性暴力を受けた女性の難民申請者は、強姦から受けたトラウマの結果、一連の症状を示す場合がある点を認識すること。そのような症状には、自信や自尊心の喪失、集中力の欠如、無力感、恐怖感、記憶の喪失や事実の歪曲などがある。家庭内暴力を経験した女性は、その事件について触れたくないかもしれない。場合によっては、申請者がそのような衝撃的な出来事を他人の面前で話さなくてもすむように、書面で供述を提出してもらうとよい。詳しくは、付録2「トラウマ（心的外傷）と暴力の被害者の診断とケアに関するUNHCRガイドライン」からの抜粋を参照。
- 夫や妻、またはその他の家族の構成員を面接して矛盾点を解消しようとするときには注意が必要である。一般的に家族の一員の供述に関して別の構成員を質す場合、すでに生じている

かもしれない家庭内の軋轢または難しい状況をさらに悪化させないように慎重に質問すること。

最後に、面接者は性暴力を予防し対処するための実際の保護措置について熟知しておくこと。U N H C R 本部から入手可能な Guidelines on Preventing and Responding to Sexual Violence against Refugees を参照。



覚えておこう

- 女性の難民に関連した情報源（難民保護のガイドラインや出身国情報など）に親しんでおくこと。
- ジェンダーに関連した迫害の要件を適用すること。
- 女性の難民申請者に面接の機会を保障すること。できるだけ、女性の職員と通訳が面接を受け持つこと。
- コミュニケーションにおける異文化間・性差間の違いに気をつけること。
- 女性の難民申請者に個別に面接される機会を保障すること。また、男性の家族・親類の申立てについて女性を面接するときは、信憑性の問題に注意すること。
- 申請者が性暴力の被害者である場合は、訓練を受けた同性の職員が面接を行なうこと。
- 性暴力の被害者が示すかもしれない一連の症状を勉強し、カウンセリングや医療または法的援助を受ける機会を保障すること。

第5章

子どもを面接する

本章の学習目標：

- 子どもの難民を面接する際の情報源と難民認定手続き
- 面接を行なう際の一般的ガイドライン

第5章

本章は、子どもの難民を面接する場合に特有の問題点や注意点を検討する。まず情報源と関連する認定手続きからみていこう。

□ 子どもの難民を面接する際の情報源と認定手続き

子どもの難民を面接するための有益な手引きや情報については、多くのUNHCR刊行物が出版されている。

1. UNHCRの Refugee Children: Guidelines on Protection and Care (1994) は、保護者がいる未成年・いない未成年に関連する問題点を包括的に検討している。
2. Working with Unaccompanied Minors in the Community (1994) は、子どもの難民の面接について役立つ情報を述べている。
3. UNHCR Policy on Refugee Children (EC/SCP/82、6 August 1993)
4. UNHCR執行委員会 結論47と59
5. 『UNHCRハンドブック』

を参照すべきである。

以上の資料をもとに本章を進める。

子どもの権利条約と「最善の利益」の原則

子どもの人権という分野において、1990年9月に発効した子どもの権利条約は画期的であった。そのほぼ全世界的な批准（現在、加盟国は174カ国以上）の結果、この条約はあらゆる子どもにとって重要性を持つだけでなく、子どもの難民の保護のニーズに合った数々の権利や原則も打ち立てた。例えば、差別の禁止（2条）、アイデンティティの保全（8条）、親からの分離の禁止（9条）、家族再会のための出入国（10条）、プライバシーの保護（16条）、家族のいない子どもの保護（20条）、子どもの難民の保護と人道的援助（22条）、教育への権利（28条）、軍隊への徴兵（38条）などである。

子どもの権利条約は、「子ども」を「子どもに適用される法律の下でより早く成年に達する場合を除き、18歳未満のすべての者」（1条）と定義している。UNHCRは子どもの権利条約に規定された権利を指針として取り入れているが、なかでも最も重要な原則は「子どもの最善の利益」（3条）である。この原則は次のように UNHCR Policy on Refugee Children に取り入れられている。「子どもの難民にかかるすべての行動において、子どもの人権、特に子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」（26a段落）。UNHCRはさらに、子どもの権利条約で設定された基準の遵守をすべての国家、国際機関、非政府組織に求めている。

子どもの難民の面接では、子どもの「最善の利益」原則を考慮しなければならない沢山の問題や

状況が生じる。例えば難民認定手続きに関連する要因（認定要件、物理的環境、研修を受けた職員の活用）、「家族統合」の原則の適用（いつ？ 誰のために？）、恒久的解決の可能性（第三国定住、一次庇護国での定住、自主帰還）などが含まれる。したがって、面接者をはじめ難民認定手続きに携わる関係者は、適用される子どもの権利条約の権利や基準に通じていることが肝要である。

保護者のいる子どもに対する認定基準と手続き

家族の長が難民の定義の要件を満たせば、「家族統合」の原則にのっとり、その扶養家族も難民と認定されるべきである（『UNHCRハンドブック』181－188段落を参照）。国家が子どもを含む家族の構成員ひとりひとりに対して個々に認定審査を求める場合は、「家族」を難民条約の定義の意味における「特定の社会的集団」とみなすことも可能である。したがって、子ども（または家族の他の構成員）は、自分の家族の一人以上の活動のために、迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有する家族の構成員であることを根拠に、条約難民としての認定を申請することができる。

両親ではなく、親類または親類でない保護者に付き添われている子どももいる。この場合面接者は、子どもとその大人との関係とその永続性を検討し「保護者のいない」という前提を取り扱うべきかどうか判断しなければならない。検討の結果、付き添いの大人を保護者とみなすときは「家族統合」の原則を考慮し、子どもをその保護者と一緒に通常の手続きで審査すべきである。保護者が親類・家族でなくともその人物との関係が質的に家族同様である場合、子どもは「家族統合」の原則を主張できるという点を想起しよう。

親、親類、もしくはその他の保護者がいる子どもが個別に難民申請をする場合、その保護者は1) 申し立てを裏付ける事実を提供する、2) 子どもの意見や立場を代弁する、3) プロセスを子どもに理解させる、4) 精神的な支えと助言を与える、5) 子どもの代わりに決定を下す、などを通し、多大な支援を与えることができる。

保護者のいない子どもに対する認定基準と手続き

難民に関する国際文書は、年齢を制限せずに「難民」を定義し、子どもの難民の状況について特別な規定を何ら設けていない。片親もしくは両親と一緒にいる子どもの場合はさほど問題ではないが、保護者のいない子どもの難民認定を行なうのは容易ではなく、特別な配慮を必要とする。しかも、難民キャンプもしくはキャンプと類似した状況における長期的な滞在が子どもの身体的・精神的発達にもたらす悪影響を考えると、速やかに難民と認定することが子どもの最善の利益にかなっている。

保護者のいない子どもが難民に該当するかどうかという問題は、その子どもの精神的発達と成熟度に依存する。子どもの難民審査の過程においては、子どもの精神・感情・身体の発達に十分な経験と知識を有している専門家の意見をきくこと。子どもは大人と異なった方法で恐怖を表現する可能性がある点に考慮すること。

面接の意味を理解し面接で自分を表現できるだけ成熟していると判断された子どもは、成人の申請者に準じた形で扱うことができる。しかし、大人のように供述ができるほど十分に成熟していない子どもの場合は、客観的な要素（例えば子どもと一緒に出国した人々の特徴、出身国情勢、出身国内外に在住の家族の状況など）をより重視することが必要となる。

子どもは法的に自立していないため、子どもの最善の利益を追求する法定代理人を任命すべきである。状況によっては、難民コミュニティ、または非政府組織（N G O）から慎重に選ばれた大人がこの役割を果たせる場合もあるだろう。代理人や監督者は難民認定プロセスにおける重要な支援者となり、子どもの利益の実現を確保することができる。

保護者のいない子どもの面接は、さまざまな問題と注意点を提示する。大きな障害となるのは、子どもの家族についての正確な情報が入手不可能な場合である。子どもは家族との離別から受けたトラウマの結果、現実より受け入れやすい架空の世界を作り上げることがある。どの難民認定にもたちはだかる「証拠」の問題は、子どもの場合さらに深刻となる。このため、子どもの難民認定には「疑わしきは本人の利益に」という原則の寛大な適用が求められる。

次のガイドラインは、難民認定手続きにおいて、保護者のいない未成年の特殊なニーズを考慮し作成された。このガイドラインは、難民認定以外の目的で子どもを面接するときにも参考になるだろう。子どもを面接する際の実際の注意点について詳しくは、U N H C R 発行の Working with Unaccompanied Minors in the Community を参照。

□ 面接を行なう際の一般的ガイドライン

- a) 保護者のいない子どもにも難民認定手続きの機会を保障すること。
- b) 難民認定の意義が理解できるほどの年齢に達した子どもには、手続きのプロセスにおいてどの位置にいるのか、またどのような決定が下されたかなど手続きに関する情報を与えること。自分の置かれている状況があやふやだと無用の心配や不安につながりかねないので、子どもの難民に正確な情報を与えることは大切である。うわさが広まるのを防ぐだけでなく、プロセスのもたらす結果を理解させ現実的な期待を持たせるのにも役立つ。
- c) 大量流入の際「一応の（prima facie）」難民として集団認定が行なわれるとき、そのなかの保護者のいない未成年は自動的に難民と認定すること。
- d) 事実に基づいた、できるだけ正確な情報を提供することの重要性を子どもによく説明すること。また、面接者の質問には「正しい」答え、「間違った」答えなどないことも理解させること。
- e) 個別の難民認定の面接では理想的には、面接者や通訳が、子どもと同じ文化や言語を共有しているべきである。通訳は特に子どもと接する訓練を受けていることが望ましい（児童福祉関係者や教師など）。

- f) 子どもの成熟度と理解度に応じて面接の技術を使い分けること。平易な言葉で語りかけ、時間をかけて子どもと仲良くなり、信頼を獲得すること。面接のプロセスを説明し、なぜこのよう種類の質問をするのかじっくり説明すること。面接中、分からぬことがあつたらいつでも質問するよう言い聞かせること。
- g) 面接中、子どもがある出来事について話す能力もしくは意思のない場合、その出来事にあえて触れなくてもよい。その出来事について話しづらい気持ちは理解できると子どもに伝え、今でなくても、または別の機会に話しても構わない旨を告げること。
- h) 子どもの疲労が限界に達していないかどうか気をつけること。怯えているような様子が続く場合は休憩を取るか、面接を延期することが望ましい。
- i) 子ども本人以外からも証拠を収集しなくてはならない可能性に注意すること。例えば、1) 家族や家族以外の保護者から情報を得る、2) 出身国における子どもの人権状況について情報を集める、3) 医師や児童心理学者、もしくはソーシャル・ワーカーなど専門家の意見を求めるなどの方法がある。
- j) 面接の終わりには、安堵感を持たせるように身近な話題について話すこと。面接後、子どもは頭を切り替えるのに時間がかかる（例えば子どもの寝る前や、できるなら学校の授業がある時間帯に面接を設定しないこと）。



覚えておこう

- 子どもの難民に関する資料（難民保護についてのガイドラインや出身国情報など）をよく勉強しておくこと。
- 「家族統合」の原則に関する難民該当性の要件を適用すること。
- 子どもの難民申請者に面接の機会を保障すること。できるだけ、子どもと同じ言語を話し同じ文化を持つ職員と通訳が面接を担当すること。
- 必要に応じて、子どもの精神、感情、身体的発達と行動について十分な経験と知識を有する専門家の助言を求める。保護者のいない子どもには法定代理人を任命すること。
- 面接を始める前に、全体のプロセスを子どもに説明すること。面接には時間をかけ、適切な面接技術を活用すること。
- 1) 出身国情報の収集、2) 専門家の意見をきく、3) 家族や家族以外の保護者から情報を求めるなど、本人以外から情報を得る手段を知っておくこと。

第6章

面接の結果

本章の学習目標：

- 課題と目的
- 面接を記録する
- 信憑性を判断する
- 評価と結論を導き出す

第6章

これまで面接をどのように準備し、行なったらよいのかについて検討してきた。さらに、面接者が直面する可能性が高い問題を具体的に取り上げ、それらを克服する方法を提案した。しっかりと準備をした、密度の濃い面接を成功させるには、面接を記録し、信憑性を判断し、理路整然とした結論を導き出すことが必要となる。そのための唯一絶対といえる方法やテクニックはない。難民認定の面接を効果的かつ慎重に行なうのに必要なのは、練習、上司の適切な指導・監督、そして予習・復習である。

難民申請者との面接を重ねるうちに、面接者は独自の質問技術やスタイルを確立していく。面接の成否は、関連ある問題点が細大もらさず話し合われ、記録されたかどうかにかかっている。面接者はできるだけ有用で信頼できる情報を収集するよう面接を行なわなければならない。練習と経験を積めばこのような面接ができるようになる。

□ 課題と目的

面接報告書はいわば、面接の議事録である。報告書の構成やスタイルは人によって異なるが、どの報告書でも必ず達成しなくてはならない「課題と目的」がある。

もっと詳しく「課題」を検討していこう。

◆ 関連する情報を収集するには. . .

- 面接の趣旨を明確に把握する。
- 趣旨にしたがって具体的な質問をはつきり伝える。
- 申請者の質問から誤解を発見し解消する。
- 申し立てにまったく関係ない情報、あまり関連ないとと思われる情報、明らかに関連する情報を選別する。

◆ 有用な情報を収集するには. . .

- 申請者と良好な人間関係を維持する。
- 申請者に的確な情報を提供する意思や能力を失わせる抑制要因に注意する。

◆ 正確な情報を得るには. . .

- 供述の矛盾、相違、言い忘れを指摘し解消する。
- 申請者自身が提供する個人的な情報と、面接者の手元にある一般出身国情報との矛盾点を解消する。
- 申請者の信憑性を判断する。

□ 面接を記録する

やりとりの正確で詳しいメモを書きとめることは、難民認定の面接に欠かせない。面接中にメモを取るのは不可欠だが、面接の流れを妨げないようにすること。人と話している最中にノートを取るのは失礼だとする文化もある。また、収容センターや警察署など、面接の場所によってはメモを取れないこともあるだろう。その場合は面接の直後に時間をとって、すぐに報告書を書くこと。

注意したいのは、視線を一瞬そらしたすきに表情や動作など重要な非言語コミュニケーションのサインを見逃すことがあるのでメモ取りは面接の邪魔になる、という可能性である。これを避けるには、面接中は申し立ての要点だけ書きとめて、終わりにもっと詳しいレポートを書くという方法がある。面接者は面接の最後に、メモの内容を申請者に確認すること。そうすれば申し立てが正確に、また申請者の満足のいくように記録されたかどうか確かめられる。細心の注意を払って供述を記録している面接者の努力も申請者に伝わるだろう。



覚えておこう

正確を期す

面接中、もしくは面接終了後すぐにメモを完成するようにしよう。終了後に報告書の形でまとめる場合は、面接の最後にメモの内容を相手に確かめる時間をとること。

すべての事実を明確に記録する

面接のメモは、申請者の難民申請の書面による供述であることを忘れないように。明瞭で客観的な事実を記録することに集中しよう。平易な言葉で簡潔に書くこと。そうすれば、決定を下したり、さらに面接をするために記録を読まなければならない他の職員にとっても、読みやすい。略語、キーワード、専門用語やあいまいな表現は避けること。手書きの場合は、他人にも読める字で書くこと。

詳しい記録をとる

基本的に、申し立てを詳しくメモすること。重要な出来事、逮捕や拘禁の詳細、出国の直接の理由などのキーポイントは特に大切である。

柔軟に対応する

質問表などを見ながら面接する場合（付録1、難民認定アンケートを参照）、必ずしも表の順番に沿って質問しなくともよい。常に柔軟に対応し、臨機応変に質問の流れを変えること。聞こうと思っていた情報は、面接の流れのなかで自然に聞き出せることが多い。面接の流れのなかで聞くことのできなかった質問を、最後に尋ねることも可能である。

疑わしい点・はっきりしない点をチェックする

供述に怪しい点や判然としない点がある場合、その部分に立ち戻って読み返したりもう一度その

部分を確認するとよい。その後に、申請者に質問したり矛盾点や誤解を説明するよう求めること。記録内容が正しいかどうか申請者に確認すること。そうすれば記録の正確性を確保できるだけでなく、面接者が慎重に対応しようとする真摯な姿勢が再び申請者に伝わるだろう。また、面接報告書に依然すっきりしない点が残され、信憑性を判断するのに役立つ。

他に付け加える点はないか聞く

面接の終わりに付け加えることはないか申請者に聞くこと。面接自体や認定手続きに関するどんな質問や心配でもよい。後日、追加資料やその他の関連情報が手に入ったら提出するよう、申請者に勧めること。以上を申請者に伝えた旨をメモし、この点に対する申請者の返答も書き記すこと。

□ 信憑性を判断する

申請者の信憑性判断は、面接者にとって最も重要で、最も難しい仕事の一つである。どんな場合にもあてはまる、また即効性のある法則は存在しない。しかし、これまで提供してきたアドバイスは、申請者の信憑性を判断し結論を導き出す確固たる基礎となるだろう。



覚えておこう

とりわけ以下の点がもつ重要性を再認識しなければならない

- 準備を徹底すること（第1章、特に出身国情報の項を参照）
- 適切な質問をすること（第2章、特に質問技術の項を参照）
- コミュニケーションの障壁となりうる要因に気をつけること（第3章「コミュニケーション上の障害」、4章「女性の難民申請者を面接する」、5章「子どもを面接する」、付録2「トラウマ（心的外傷）と暴力の被害者の診断とケアに関するガイドライン」を参照）。

関連する法的要件

申請者の信憑性を判断することはつまり、申請者の申し立ての信頼性を評価することである。このことと、証拠の十分性を量ることとを混同してはならない。難民認定の申し立ての信憑性を判断することは、立証責任と立証基準という法的要件と関連している。『UNHCRハンドブック』195–205段落は、立証責任と立証基準の適用について簡単に考察している。しかし、ハンドブックが述べている一般的なガイドは、適用される国内法と併せて考慮しなければならない。

本書では、申し立てがどの程度の法的基準をもって「立証された」とするのか細かに検討することはできない。各国の法体系や認定手続きによって異なる基準、法的「審査」、運用が採られているために普遍的な統一基準を見出すのは難しい。しかし申し立ての信憑性を判断するには、一般的な法的関連要件の基本的理解が欠かせないので、次にこの点を簡単に取り上げる。

立証責任

難民認定の申し立てとは、すなわち、難民条約第1条A（2）にある理由の一つ以上のために、申請者が迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有しているという主張である。以前述べたように、国によっては他の地域的要件が適用される（誤注：OAU条約、カルタヘナ宣言など）。立証責任（申し立ての内容を証明しなければならないのは誰か）は原則として申請者が負うが、あらゆる関連事実を確認し評価する義務は申請者と面接者双方が分担する。さらに、申請者は申し立ての事実すべてを「証明」する必要はない。誤った不認定の決定が難民にもたらす極めて深刻な結果と、客観的な証拠など存在しないもしくは入手不可能である場合が多い難民の置かれた状況を考慮し、立証責任は柔軟に捉えられるべきである。特に以下の場合は弾力性が求められる。

- 申し立ての動機となった恐怖が将来起こりうる出来事に基づくため、現在証明するのが不可能な場合。
- 出身国から逃れた状況では、書面による証拠を持っての出国が困難もしくは不可能であった場合。
- 迫害や逃亡の結果生じた恐怖やトラウマのため、供述に欠落している点や矛盾が見られる場合。
- 難民とは出身国に帰国できない人であるため、出身国から書面による証拠を入手するのが極めて難しいか危険である場合。

このように、申請者がいわゆる明白な証拠を提出できなくても恐れている迫害の種類と恐怖の理由について一貫性のある妥当な供述ができれば、立証責任が果たされる場合がある。

立証基準

立証基準とは、すなわち、申請者が提出しなければならない「迫害を受けるという十分に理由のある恐怖」という定義の要件を満たすに足りる証拠を指す。一般的に申請者が提出しなくてはならない証拠は、迫害を受ける合理的な蓋然性または可能性を示すべきである。申請者の申し立ての確証までを要求するのは、難民条約の人道的精神と相容れない。このような立証基準の解釈は、各国の国内法において運用面や法律の発展で支持されている。

疑わしきは申請者の利益に

難民認定のさらに重要な点は、申し立ての強度または真実性について疑わしい点をいかに判断するかということにある。申し立てによっては立証基準を満たさないことがあるだろう。供述に矛盾や不一致があるとき、もしくは供述と証拠資料に相違が見られるとき、もしくは供述と申請者の取った行動が食い違うとき、信憑性なしと判断されるような疑惑を生む。

先に述べたように、申し立ての何もかもを「証明」することは難民にとって不可能なだけでなく必要でもない。それどころか、疑わしき点を申請者に有利に解釈しなければならない場合のほうが多い。しかしこの原則は、入手可能な証拠を収集・分析し申請者に信憑性があると意思決定者が判断した場合にのみ適用すべきである。次に、信憑性を判断するためのいくつかの一般原則や

ガイドラインを検討していこう。

信憑性を判断するための一般原則

基本的アプローチ

ある程度の情報が収集されて初めて（つまり供述を得た後）、信憑性を判断することができる。申し立ての信憑性を判断するキーポイントを決めよう。申請者に要求可能な正確性の程度と詳細の程度を判断すること。問題点を絞り込み背景を探すこと。申請者の主張を鵜呑みにせず、質問を繰り返したり事実を得るために踏み込んで追及するのをためらわないこと。質問を関連づけることを忘れないこと。

信憑性を判断する際の関連要因

申請者の信憑性判断に関連する一つに、供述の内的一貫性（供述全体の調和）と外的一貫性（一般的に知られた事実との一致）の分析がある。また、供述の流れがよどみないか（どの部分で申請者がためらうか）、明瞭性や具体性も検討するとよい。書面による供述と口頭による供述両方が提出されている場合、2つの内容はだいたい一致していなければならない。つまり今までの経緯と提出資料が論理的でかつ一致していなければならないだけでなく、申し立ての根拠となる主な要素、例えば場所、時間、出来事、その他の要因とつながりがなくてはならない。

面接者が申し立てを完全に評価するには、供述を細部にわたるまで記録しなければならない。まず、逮捕、拘禁期間、出身国から逃れた理由など主要事件にまつわる状況証拠を記録すること。例えば、誰と、どこにいたのか、逮捕の状況、目撃者の有無など、申請者が逮捕される直前の様子について一連の具体的で的を射た質問をしなければならない。また、日付も確認すること。しかし正確な日付や時間を絶対視する必要はない。むしろ申請者と面接者双方にとって特定の出来事を申し立て全体の流れに位置付ける、一般的な「時間」の指標と捉えるべきである。

証拠書類

証拠書類の分析も信憑性評価の指標の一つである。申請者が証拠書類を提出した場合、その関連性、出所、入手方法を調べ、偽造書類の使用が信憑性に影響を及ぼすかどうかを判断すべきである。証拠書類の内的一貫性と外的一貫性も比較検討すること。ケースによっては、診断書が提出されるだろうが、診断書も同様に申請者の供述との関連性のなかで、また申し立てとの整合性のなかで評価すべきである。

面接者が理解しない言語で提出された資料は、翻訳しなければならない。コピーよりオリジナルを提出してもらうこと。提出された書類がオリジナルでない場合は、オリジナルの有無を申請者に確かめること。オリジナルがない場合は、さらにその理由について説明を求める。資料の真正性を確認することは多くの問題をはらむ。警察や裁判所など出身国当局が発行した公的書類の場合、個別事例に関するいかなる情報も出身国当局に確認・提供してはならない。これは申請者の個人情報保護のためだけでなく、出身国に残された家族に危険が及ばないようにするために

も重要である。したがって書類は一般にU N H C R 現地事務所や本部から入手可能な資料の範囲内でチェックすること。

絵や地図の利用

信憑性を評価し、申請者とのコミュニケーションを促進するのに有効なもう一つの手段は絵や地図の利用である。例えば、申請者が出身国から不法出国した場合、経由した村や町を示すことができるかもしれない。同様に、ある程度の期間拘禁されたのなら、監房の様子を絵に描けるかもしれない。絵の利用は子どもや障害者、または口頭ではっきりと話す意思または能力をもたない申請者にとって特に役立つ場合がある。絵や地図は、申請者に場所、出来事、または申し立てのその他の要素を思い出させることもある。

申請者の全体像をつかむ

申請者の供述を申請者の全体像に照らすことでも重要である。例えば、申請者が強い政治的信念または深い信仰を持っていると主張する場合、その信念や信仰について多少の説明はできるはずである。しかし、申請者に非現実的なほどの正確性や詳細を求めるべきではない。

申請者のふるまい

ふるまいとは、表情、動作、話し振りなど申請者の総合的な態度または言動を指す。信憑性を判断する上で、申請者のふるまいは限られた価値しかもたないことを特筆すべきである。申請者のふるまいは、文化や性別によって大きく左右されるからである。例えば、申請者が適切でないと思われる場面で微笑むのは、緊張感からかもしれないし申請者の文化ではそれが普通の表現方法だからかもしれない。さらに、感情表現には個人差があるだけでなく衝撃的な経験が個人の精神状態に与えた影響を測り知るのは難しい。もちろん、ふるまい方がまったく関係ないというわけではない。判断材料の一つとはなるがその限られた信頼性と主観的な性質のため、申請者の信憑性を判断する決定的要素には決してしてはならない。トラウマの症状を観察するためにも申請者のふるまいに注意しよう。

信憑性の判断のガイドライン

次にまとめたガイドラインが参考になるだろう。

- ささいな矛盾、事実と異なる供述、事実の隠蔽があっても、本質的でない、または申し立てそのものにとって特に重大でないかぎり、信憑性なしと結論づけるべきではない。信じられない部分があったとしても、それを切り放しても申し立てに十分な理由があれば難民と認定しなければならない。
- 供述のある一部分を言わなかったとしても、必ずしも信憑性評価を損なうことにはならない。真の難民は家族や友人を危険にさらすのを恐れて、または官憲に対する不信感からすべてを話すのをためらうことがある。申請者は申し立てが不認定になった場合の結果を恐れている

のかもしれない。さらに、第三者から面接で包み隠さず話してはならないと言われているのかもしれない。

- 以前面接で話さなかった情報を後の面接で提供したとしても、信憑性がないとは判断できない。最初の面接では率直に話すのを恐れていたが、後日すべてを正確に供述をしたのかもしれないからである。
- 申請者に迫害を受けた経験がなくても難民認定の申し立ては信憑性を有しうる。過去に拘禁された経験や当局に発覚した事実がなかったからといって、申し立てが虚偽である、または難民の定義を満たさないという前提を持つてはならない。
- 他の申請者と申し立ての内容が類似しているからといって、申請者の申し立てが作り話だと疑うべきではない。逆に、同じ国から逃れた他の難民申請者と話が異なっていても、申し立てに信憑性がある可能性がある。

□ 評価と結論を導き出す

難民認定では、申し立ての事実を法に照らさなければならぬ。本書は、難民申請者から面接ですべての関連事実を引き出すための技術を検討した。事実を出身国情報や難民該当性の要件を参照して裏付けるという、関連問題も考察した。適用される国際法のなかで、そういった事実が申請者の難民該当性を立証するかどうかについては、別のU N H C R 研修マニュアル『難民認定』(RLD2)を参照のこと。難民認定の面接を行なうには、『難民認定』で取り上げられている資料に精通していることが必要最低条件である。

事例の決定、または勧告をまとめると、面接者は次の情報を必ず入れること。

- すべての関連身分事項を含む申請者の基本的経歴（付録1、基本的経歴・登録書を参照）
- 申し立ての根拠とされている難民条約上の迫害理由
- 申し立てを補強する提出証拠や主張の概略
- 事例の判断の根拠となる申し立ての構成要素
- 提出された資料と、関連する法律に基づいた各構成要素の分析
- 各構成要素の結論（事実に基づいた観点から・法律からみた観点から）とその詳細な理由
- 勧告と結論の簡潔なまとめ

人間が判断する以上、申し立ての判断に主観的因素が入るのは避けられない。しかし実際の認定は、面接者の直感や勘に基づいて恣意的に判断してはならない。

評価と結論を導き出すには申し立ての要点に焦点をあて、難民と認定すべきである、または認定すべきではないという根拠をまとめるとよい。このまとめは後に決定を下す人もしくはさらに面接を行なわなければならない人にとって参考になる。難民認定は専門性の高い、責任の重い仕事で、膨大な知識と技術との確な判断力が必要とされる。こういった能力が反映された評価と結論

が導かれれば、プロセスに関わるすべての当事者から認定手続きが厳正に行なわれた公正なものであり、合理的な判断が下されたという信頼をかちとることができるだろう。

第7章

安全面の問題

本章の学習目標：

- 個人情報保護の重要性
- 書類の管理方法
- 拘禁施設で面接する際の注意点
- 面接を行なう際の、安全面についての基本的アドバイス
- 「代理トラウマ（心的外傷）」や「燃え尽き」の予防策

第7章

難民問題が地域的にも規模的にも拡大するにつれ、UNHCR、各国政府、非政府組織はますます困難で危険な状況下で働くことを強いられている。このような現実を踏まえ、安全確保の問題も検討しなければならない。

本書ではこれまで面接の前に入念に準備すること、面接を注意深く徹底的に行なうことの重要性を繰り返し強調してきた。難民申請者を面接するのは心身ともに疲労するだけでなく、ストレスのたまる大変な仕事である。ときには難民キャンプ、空港、収容センターなどの難しい環境において間に合わせの場所で面接を行なわなくてはならないこともあるだろう。第1章で見たように、面接の環境は最低限の快適さとプライバシーが保障され、騒音や妨害から守られなければならない。第3章では、面接に非協力的な、または参加する意思のない申請者の対処方法など、面接者が直面するであろうコミュニケーション上の障害も検討した。

本章の内容の多くは、*Guidelines on Security Incidents (OMS2)*、*Coping with Stress in Crisis Situation (OMS3)*、*Guidelines on Security (PER 2)*など、他のUNHCR研修マニュアルで取り上げられている（UNHCR本部で入手可能）。はじめに、「秘密性保護」という大切な問題を検討しよう。

□ 個人情報保護の重要性

どんな面接でも、個人情報の保護は主な懸念の一つである。秘密性の厳守は申請者と面接者が信頼関係を築くためだけでなく、申請者の保護と安全を確保するためにも不可欠である。

申請者が迫害の恐れを主張する難民認定の面接は、独特なプロセスである。申請者は自分自身と同伴家族の、または出身国に残してきた家族の暮らしと身の安全を案じている。申請者とその家族の安全確保と、申請者が提供した情報を保護するため、UNHCRは個別案件に関するいかなる情報も出身国に伝えてはならない。したがって面接者は面接前、面接中、面接後も個人情報が保護されるよう予防措置を取らなければならない。そのためには次のガイドラインを守ること。

- 面接を始める前に申請者に対し、提供されるすべての情報について面接者と通訳（さらに地域の福祉担当者やカウンセラーなど、面接に関わる人全員）に厳しい守秘義務が課せられることを説明すること。
- 何らかの形で面接に関わる全職員が、守秘義務の重要性とその方法について適切な指導と研修を受けること。
- 申請者の、情報を与えられた上で明白な承諾を書面で得ないかぎり、医師、地域の福祉担当者など申請者を支援する第三者に決して情報を開示してはならない。

□ 書類の管理

書類の保護は、面接の秘密性厳守の基本である。書類がすべて保管され、部外者の目に触れないようにするには次の予防措置を取らなければならない。

- 書類は全部、鍵のかかるファイル・キャビネットに保管すること。事務所を留守にする場合は、鍵をかけたかどうか確かめること。
- コンピュータ・システムを管理・保護すること。
- 不要になった文書はすべて破棄すること。
- 個別の申し立てについて資料のコピーを別のＵＮＨＣＲ事務所や本部に送らなくてはならないときは、確実に、かつ直接届くような措置を取ること。

□ 拘禁施設で面接する

面接はときに拘禁施設において行なわれる。ここでいう拘禁施設とは申請者が当局の管轄下にある場所から去る自由を奪われている環境を指し、空港の拘禁センター（上陸防止施設）、刑務所、警察署などを含む。なるべくこのような場所で面接を行なうべきではないが、選択の余地がない場合もあるだろう。

拘禁されている難民や庇護希望者にはＵＮＨＣＲに、ＵＮＨＣＲ事務所がない場合は公的難民支援機関に連絡する機会を保障するようＵＮＨＣＲ執行委員会が勧告している点を想起しよう。拘禁施設で面接を行なうときは次の準備すること。

- 拘禁施設に出向く際、面接者と同行者が適切な身分証明証を所持しているかどうか必ず確かめること。拘禁施設に入る事前の許可を得ることも重要である。拘禁施設訪問を事前に被面接者に知らせること。
- 通訳を連れていくこと。予想される環境など面接の状況について、通訳に事前にブリーフィングすること。
- 面接のための個室を確保すること。確保できなかった場合は、第三者（看守や他の被拘禁者など）の立ち会いがないようにするか、面接の内容が誰にも聞き取られないようにすること。
- 面接を始める前に、申請者と少し世間話をすること。申請者は著しいストレスにさらされている可能性が高いので、面接者は落ち着いた口調で語りかけ相手を安心させること。
- 面接中にメモを取る場合、拘禁施設を出る際に当局にメモが没収されたり、コピーされたりしないかを考えること。こういった可能性がある場合は、面接中はキーワードだけを使って手短かにメモを取り、拘禁施設から出た後すぐに完全なレポートの形にまとめること。

□ 面接を行なう際の安全確保についてのアドバイス

残念なことに面接担当者はときとして危害を受ける。したがって個人を面接したり複数の人間と会合を持ったりする前に、職員全員が安全対策の大切さを理解するのは極めて重要である。

以下のアドバイスは、面接に携わるU N H C R 職員や他の職員の安全を高めるためのものである。特定の地域での実際の警備については、保安(セキュリティ)専門家の助言を求めるといいだろう。

- できるかぎり、面接はすべて事前に予約したること。
- 訓練を受けた警備員に事務所の人の出入りを管理してもらい、受付でスクリーニングを行うシステムを整備すること。必要に応じて、警備員がアクセスを求める人の所持品検査を行なうか金属探知機を使用すること。
- 面接室を待合室から見えない場所に設けること。
- 大勢の人間が同時に待合室にいることがないようにすること。
- トイレや洗面所のドアは、内側から鍵がかけられないようにすること。
- 凶器として、または自殺に使われるおそれのある壁の配線や電線などが露出していないかどうか点検すること。
- 暴力的な申請者の場合は、個人ファイルにその旨を記入すること。そうすれば、必要に応じて面接者は予防策を取ることができる。
- 面接者の安全が守られるように面接室の家具を配置すること。面接者はドアにアクセスしやすい位置に座ること。面接室のドアは外側からのみ鍵がかかるようにすること。
- 凶器となりうるものを面接室内に置かないこと（重いペーパーウェイト、ペーパーナイフなど）。
- 面接室からの避難経路と、助けを呼ぶための手順をあらかじめ決めておくこと。
- 遠隔地で面接をする場合は、無線や携帯電話などの通信機器を常に携帯すること。また他の同僚と同行するとともに、応援が必要な場合に備えて現地当局と相談しておくこと。
- 傷害事件が発生した場合、面接官に危害を加えた人を告訴することも真剣に検討すること。

□ 代理トラウマ（心的外傷）と燃え尽き

人道援助に携わる人は緊急事態に素早く対処するため、往々にして冷静で効率的に、整然と任務に臨まなければならない局面に立たされる。難民認定の面接は、非常に要求度の高い仕事である。こういった職業上、面接者や通訳が「代理トラウマ（心的外傷）」や「燃え尽き」を経験することがある。面接に携わる人は全員その症状、原因、予防対策、このような状態に陥った人に対する治療について理解しなければならない。

そのような状況のとき何ができるのかということの理解は、難民分野で働く職員全員の健康と精神衛生にとって重要なポイントである。全員の仕事が効率よく安全に遂行されるためにも大切である。体力的に疲れ果てたり精神的に落ち込んでいると、業務遂行能力に支障をきたすばかりか不注意になったり的確な状況判断ができなくなったりし、結果的に安全を脅かすような事件が起きやすくなる。

自分自身と同僚がそのような状態に陥らないようにするには、定期的にミーティングを持つのが一つの方法である。面接に伴う困難やストレスについてざっくばらんに話し合ういい機会となる。この点についてのアドバイスと予防対策・治療方法については、付録2と、U N H C R Coping with Stress in Crisis Situations (OMS3) を参照。

付録1

(サンプル)

UNHCR 基本的経歴・登録書

(余白が足りない場合は別紙を添付のこと)

以前にUNHCR事務所に接触したことはありますか。 ある / ない

(ある場合は詳しく書いて下さい) _____

場所 : _____

写真

ファイル番号 : _____

個別ケース

UNHCRに最初に接触した日 : / /

配偶者

面接日 : / /

父親の氏名 :

母親の氏名 :

A. 申請者本人、もしくは成人に達した同伴扶養家族

(18歳以上の家族、つまり成人に達した同伴扶養家族は必ず、それぞれの用紙に記入すること)

1. 名字 : _____

名前（名字以外の名前をすべて記入） : _____

別名 : _____

2. 性別* : 男・女

3. 結婚* : (未婚・既婚・事実婚・離婚・死別・別居)

4. 生年月日 : / / 分からない場合はだいたいの生まれた年（日/月/年の順に）

5. 出生地（市/地方/国） : _____

(*マルで囲む)

6. 一番最後の居住地（市/地方/国） : _____

7. 国籍/市民権 : _____

8. 民族もしくは部族 : _____

9. 宗教 : _____

10. 出身国を離れた日 : _____

11. 出身国から離れた後に滞在した国 : _____

国 : _____ 滞在期間 (いつからいつまで 月/年) : _____

12. 庇護国への入国 : _____ 日付 : _____ 入国地点 : _____

方法 : (陸路・海路・空路*)

13. 身分証明書、旅券 (ファイルにコピーを添付)

a) 庇護国に入国したときに使用した渡航証明書 : (旅券・難民旅行証明書・その他)

番号 : _____ 発行元 : _____ 日付 : _____ 有効期限 : _____

b) その渡航証明書は、どのように入手したのですか。

c) 庇護国にある程度の期間滞在している場合、他にどのような書類を所持していますか :

旅券 : _____ 在留許可 (種類) : _____ その他 : _____

14. 言語 : 母語 : _____ その他 : _____

15. 学歴・職歴 :

a) 小学校 : (在学年 何年から何年まで) : _____ 所在地 : _____

b) 中等学校 : (在学年 何年から何年まで) : _____ 所在地 : _____

c) 専門学校・大学 : (所在地) : _____

学校名 : _____

専攻と在学年（何年から何年まで）：_____

取得学位/資格取得/卒業証明書：_____

d) 職業/技術：_____

e) 現在の職業（就業している場合）： 職種：_____ 就業年：_____

f) 職歴：（出身国での最後の職業から10年さかのぼって）

雇用主：_____ 職種：_____ 就業年、所在都市：_____

16. 兵役： はい • いいえ 任地：_____ 何年から何年まで：_____

17. 特殊なニーズや問題（医療面など）：

18. 保護者のいない子どもの家族について

（障害者や里子など、同伴保護者のいない、特殊なニーズを必要とする人の場合も）：

a) 親類の名前：_____

b) 親類の性別： 男・女（どちらかをマルで囲む）

c) 続柄：_____

d) 親類の年齢：_____

e) 親類が消息を絶った場所：（市/地方/国）_____

f) 親類の出身国：（市/地方/国）_____

19. 庇護の申し立ての根拠（概略）

次の質問に具体的に答えて下さい。なぜ出身国を離れたのですか？あなたか、あなたの家族が拘禁されたことはありますか？もし分かれば拘禁の場所と日付を書いて下さい。あなたか、あなたの家族が、政治的・宗教的・軍事的・民族的・社会的な団体に参加したことはありますか？入っていたことがあるなら、団体名、あなたがどのように関わり、どのような活動をしたのか、日付、団体の略史を書いて下さい。申し立てを証明するような書類を所持していますか（例：団体発行の身分証、裁判書類、写真、新聞記事など）？

B. 申請者の同伴家族

	氏名	生年月日	申請者との関係
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			

（扶養家族に健康上の問題がある場合は病名・症状を明記のこと、また妊娠している家族がいる場合も明記）

C. 庇護国にいるその他の親類（もし分かればファイル番号も）

1.		
2.		
3.		
4.		

D. 出身国にいる家族（配偶者、両親、子ども、兄弟姉妹のみ）

氏名	生年月日	続柄	職業
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			

E. 出身国外に在住の家族（本人に同伴している家族を除く）

1

2

3

4

1. 氏名

2. 続柄

3. 生年月日/性別

4. 滯在国

5. 滞在国に到着した日

6. 住所

7. 法的地位*

面接者：（ブロック体で記入）

日付、場所：

(＊市民権保持者・移民・在留者、もしくは難民・難民/庇護申請者・短期滞在者・不法滞在・その他。別の庇護国を通過して入国した場合、国名とファイル番号を明記のこと)

住所：住所変更用紙

日付：_____ / _____ / _____

住所：_____

日付：_____ / _____ / _____

日付：_____ / _____ / _____

住所：_____

日付：_____ / _____ / _____

日付：_____ / _____ / _____

住所：_____

日付：_____ / _____ / _____

日付：_____ / _____ / _____

住所：_____

日付：_____ / _____ / _____

(サンプル)

UNHCR難民認定アンケート

(余白が足りない場合は別紙を添付すること)

事例番号： 第一次審査：

個別ケース氏名：

面接者名： 第二次審査：

通訳：

言語： 再審査：

場所・日付：

個別ケースが身分証明書を所持していない、もしくは偽造旅券を所持していた場合、次の質問に
答えなければならない。

a) 身分を証明する何らかの書類を持っていましたか？それは、どのような証明書ですか？ない場
合は理由を書いてください。

1. 以前の庇護国：_____

他の国で庇護、もしくは難民認定を申請したことはありますか？ はい / いいえ
(ある場合は詳しく) _____

2. 出身国の大使館、領事館などに登録していますか？ はい / いいえ

(している場合は詳しく) _____

3. 他の国の大使館や領事館に接触したことはありますか？ はい / いいえ

(ある場合は詳しく) _____

4. 出身国を出国した日付を書いて下さい。_____

出国許可やビザを取得して出国しましたか？ はい / いいえ
(取得した場合、どのように取得したのですか?)

交通手段：_____

どの町や国を経由しましたか？（各滞在期間も書いて下さい。）

5. 現在滞在している国への入国について。

- a) いつ、どこから入国しましたか？ _____
- b) どのように入国しましたか？密入国したか、ビザや労働許可書を取って合法的に入国しましたか。詳しく説明してください。
-
- c. 出身国で旅券の申請をしたことありますか？ はい / いいえ
(いいえの場合) それはなぜですか？

(はいの場合) : 旅券は発行されましたか？ はい / いいえ

(発行されなかった場合) その理由は何ですか？

(発行された場合) 発行日 : _____

この旅券を今でも所持していますか？ はい / いいえ

旅券延長日付 : _____ (注：このときまでに旅券のコピーをとっていなかった場合、コピーをとること。)

6. 出身国では徴兵義務はありますか。

ある / ない

ある場合は、呼び出しを受けましたか。 受けた / 受けない

(受けた場合) 徴兵期間 : _____ 任地 : _____

(すべての任地と任務を明記のこと)

ランクと部隊の種類 : _____

呼び出しを受けたが入隊しなかった場合、その理由を書いて下さい：

脱走した場合、その日付と理由を書いて下さい：

7. あなた、またはあなたの家族が出身国で、政治的・宗教的・民族的・社会的な団体や集団に属していた場合は団体名を書いて下さい。

その団体がどのような団体なのか説明して下さい。 (例：政党の場合、目的・戦略・およ
その党員数・およその支持者数・指導者・歴史・活動分野など)

8. 上記の団体での活動や任務などを、日付と場所と一緒に書いて下さい。

9. 逮捕されたり拘禁されたことがありますか？ はい / いいえ

(2回以上ある場合、それぞれ別に明記のこと)

逮捕された日 : _____

釈放された日 : _____

拘禁されていた期間 : _____

拘禁の場所 : _____

何の容疑で？ _____

逮捕されたときや、拘禁されていたときの書類などはありますか？それを入手することは可能ですか？ _____

拘禁場所と状況 :

裁判にかけられましたか？ はい / いいえ

いつ、どこで？ _____

裁判官と検察官の氏名 : _____

判決 :

釈放の条件 :

10. 上記の逮捕・拘禁の理由は何だったのですか?

11. 親類が逮捕されたことはありますか?

はい / いいえ

(ある場合) 氏名・続柄・逮捕された日付・拘禁の期間を明記してください。

その親類が逮捕された理由 :

12. 逮捕や尋問の時、または拘禁中、どのような扱いを受けましたか? 詳しく書いて下さい。

それ以外の時はどのような扱いを受けましたか?

13. 今、帰国したらどうなると思いますか？

14. 出身国に残っている親類と連絡をとっていますか、もしくは家族の消息について何か知っていますか？

15. 出身国を出国した理由は何ですか（詳しく説明してください）？

面接中、申請者が提供した資料：

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____
5. _____

異議申し立ての面接時に提出された新しい資料：

6. _____
7. _____
8. _____
9. _____
10. _____

すべての資料を翻訳すること

関連ファイル（家族、親類、同じ政治活動に関わった人など）：

ファイル番号： 氏名：

評価・分析

(余白が足りない場合は、別紙を添付のこと)

1. 申し立ての主な要素とその根拠となる条約上の理由：

2. 申し立てを裏付ける証拠や主張のまとめ：

3. 提出された証拠と関連する法の観点からのまとめ：

4. 各要素（事実関係と法律両方の）の結論とその詳しい理由：

5. 結論・意見：

法務官

日付

付録 2

「トラウマ（心的外傷）と暴力の被害者の診断とケアに関する UNHCRガイドライン」より抜粋

□ 子どもと青少年

1. 子ども

概観

以下の状況にある子どもは、長期にわたる心理的障害を持つ危険性が最も高い。

- 保護者のいない子ども。
- 父親、母親、またはその他の近親者と死別した、またはそのいづれかが殺害された子ども。
- 父親、母親、またはその他の近親者が行方不明である（何カ月もその消息が不明である）子ども。
- 特にトラウマを引き起こす出来事や喪失を経験した子ども。
- 心理社会的障害の症状を示す子ども。
- 身体的、または精神的な障害をもつ子ども。

以上のハイリスク・グループの子ども全員が心理的症状を示し、特別な支援を必要としているわけではない。特別な支援を必要とする子どもを察知しようとする積極的な努力が必要である。まず最初に、こういった子どもに対して心理社会的支援を提供しなければならない。

症状

被害を受けた子どもの大多数は、黙って悲しみや苦しみに耐える。彼らは普通に日常生活をおくるが、祖国や親類、友人、学校などを思い出すと悲しむことが多い。

最もよくある心理的悩みの症状を以下に示す。

- 睡眠障害 – なかなか寝つくことができない（入眠困難）。
- 悪夢。
- 身体についての訴え – 疲労感、腹痛、頭痛など。
- 自分の身体的心理的な発達についての不安や極めて強い恐怖感。
- 苛立ち一刺激に極めて敏感に反応する（驚愕反応）。
- 悲しみ、絶望感、無気力、無関心。
- 集中力散漫、記憶力の低下（記憶の一時的喪失も含む）。

最もよく見られる、日常生活に支障をきたす社会的機能障害は以下の通りである。

- 対人関係の問題（攻撃的な行動や極度のひきこもり）。
- しがみついたまま離れない、夜尿、別離不安。
- 学習困難、不登校。
- 極度に幼児返りした行動。
- 極端に何もしなくなる。興味・関心を失う。

強制的に移動させられた体験やトラウマは、子どもの成長を早めることがある。そういった子どもたちは独立心が発達し、新たな状況に対処・順応できるように見える。

察知

難民となった両親は、自分の子どもの精神的問題について外部の助けを求めない（もしくはめったに求めない）。自分の置かれている状況があまりに深刻なため、親は子どもが体験した暴力の程度を過小評価しがちである。子どものトラウマ体験についてあまり話し合っていない親が多い。このため子どもの問題に気づくことと手助けすることが、手を差し伸べるプロセスとして理解されるべきである。

- トラウマ体験や苦しみについて最も重要な情報は、子どもを直接面接することによってもらられる。子どもにさらに苦痛を与えないように親か家族同席で慎重に面接すること。このような場面で子どもの行動を観察することで、その社会的機能についても貴重な情報が得られるだろう（こういった情報は以下の方法から得る情報によって補われなくてはならない）。家族が同席しているために子どもが話せない場合は、個別に子どもを面接すること。
- 集団スクリーニングを行なうときは、親、学校の教師、その他の保護者、またはある程度の年齢の子どもにアンケート用紙に記入させると参考になる場合がある。ただし、難民や避難民は情報収集の手段としてのアンケートを警戒することが多い。したがってアンケートの目的、プライバシーが守られること、アンケートが子どもや親にもたらす利益について明確に説明しなければならない。アンケートが正確に理解され、親かその他の大人によって記入されるのは大切である。大人の中に非識字者がいる場合、このような情報収集方法は不可能となるか、他の補足手段が必要となるだろう。アンケートを使ったスクリーニングに携わる職員は、重要で緊急の質問にわかりやすく答えられるように基本的な研修を受けるべきである。

アンケートによって難民が精神医療チームと初めて接触する場合、まず信頼関係を築かなければならぬ点を認識すること。信頼によって今後の協力関係ができれば、難民が支援を求めやすくなるだろう。しかしこのような問題に対する心理的支援体制がない場合、集団スクリーニングを行なうべきではない。問題を掘り起こすだけでその後の受け皿がないと、かえって子どもを傷つける結果となる。戦争の残虐行為や大切な人・モノを失った喪失経験をもつ子どもの場合、この点は特に重要である。

- 幼稚園、学校など子どもを取り巻く他の環境が存在する場合、それらに接觸することから集団において観察される行動上の問題や学習上の問題について情報を得ることができる。教師から子どもたちについての所見と、問題解決に寄与する貴重な助力を得られるだろう。さらに、教師は、子どもへの接しかたについて両親に影響を与えることができる。教師自身も精神医療チームが対処できる質問やニーズを抱えているかもしれない。こういった要請には直接質問に答えたり、研修を通じて応えることができる。

2. 青少年

概略

戦争は、一般にすべての年齢層の中で最も軽視されがちな青少年に深刻な影響を与える可能性がある。青少年はストレスのもとでは大人のような成熟した行動を取ることが多いので、問題が見逃されがちだからである。

青少年に見られる主な問題の多くは、難民となった結果生じる個人と家族の構造・役割と関係の深刻な崩壊で説明することができる。

- 個人レベルでは、自我の確立、自立した自己支援的存在を築く、攻撃的・性的衝動に対処する、などといった通常の発達がさらに困難になる。
- 家庭レベルでは、親の行方不明・死亡・不在によって普通の役割分担に変更が迫られる結果、青少年は過重の負担に苦しんだり、同一視もしくは役割モデルを失ったり、孤立したりする。
- 社会的レベルでは、あらゆる対人関係に深刻な支障が生じるかまたは崩壊する。倫理的・社会的・文化的な価値観を疑問視し始め、善悪の区別が明確でなくなる。さらに、庇護国の文化・倫理・社会規範が青少年の出身国のそれと大きく異なる場合、行動的・心理的適応はさらに遅れ、より困難となる。思春期にある平均的な難民にとっても難しいこのプロセスは、青少年が拘禁、捕虜としての拘留、拷問や性暴力など極端な暴力を経験もしくは目撃した場合、さらに困難になる。

症状

トラウマに関連した青少年の症状は、以下の例外を除いて大人のそれと類似している。

- 攻撃的・犯罪的な行動の顕在化。
- 潜在化するうつ状態を示唆する、薬物乱用や自殺も大人より顕著に見られる。
- 治療を求めるることはまれである。

察知

一般に、危機的状況にある青少年を察知する方法は年齢と相対的成熟度によって異なる。子ども

と同じアプローチが適切な青少年もいれば、一般の大人に使われる方法が最も適している青少年もいる。アプローチの見分けかたに即効性のある法則は存在しない。どの青少年グループにどの技術が最適なのかを明らかにするには、臨床的洞察力とある程度の試行錯誤が必要となるだろう。

3. 治療的アプローチ

以上のような症状や危険性が浸透しているとすれば、強いられた移動の後、最も初期の段階からあらゆる援助活動に精神医療を取り入れることが望ましい。

- 家族への教育。症状・長期的影響の可能性・対処法について情報を与えること。マスコミ、学校、講演会、地域社会の指導者や精神医療チームを通して提供することができる。
- 単位としての家族の維持を保障すること。
- 子どもや青少年を通常の、それぞれの年齢に適した、文化的に規定された社会的役割（生徒、子ども、友人など）に再適応させること。
- レクリエーション活動、余暇活動を再開すること。
- 自助グループの結成を促進すること。
- 症状や障害が深刻な子どもの場合は精神医療の専門家に照会すること。

□ 極度の暴力を受けた被害者：元被拘禁者、捕虜、拷問や性暴力の被害者

概観

世界中で、紛争解決の最終的手段として暴力が行使される例が後を絶たない。暴力が個人やグループに及ぼす影響は、地球規模の関心事となっている。特定の集団（被拘禁者、捕虜、女性）を対象とする、極度の暴力は特に非難されるべきである。拷問、強姦、その他の極度の暴力は、被害者に特に過酷な後遺症をもたらす。多くの被害者にとって、社会的・心理的・心理社会的後遺症は何年間、ときには何十年間にも及ぶ。

そのような極度の暴力が及ぼす影響は、被害者の性格・性別・文化によって個人差がある。拷問の後遺症は身体的・精神的レベルに直ちに表れることもあれば、何年も潜在化したまま見過ごされることもある。

拷問や性的虐待の体験は表面化しにくい。極度の無力感、屈辱感や罪悪感、人生の突然の崩壊によって被害者は自分の存在意義を失い、自らの体験を隠すことを強いられる。このような対処方法プロセスは、トラウマを生じさせた出来事の再体験を繰り返し否定することが特徴で、関連する心理的反応を伴う。

被害者が体験を否定しているからといって、ケアする人間は個人的問題や家庭での問題がうまく対処されていると短絡的に結論づけてはならない。被害者の特別なニーズに対応し、緊急段階から長期的なプログラムにわたってすべての関係者（被害者本人、家族、専門家、庇護国や第三

国) を包括的に取り込むことは、政策担当者、精神医療担当者、被害者の保護と援助に携わる人の責任である。

症状

元被拘禁者、拷問の被害者、性暴力の被害者は、自分の体験について容易に口を開かない。どのような暴力行為を受けたのかを知るには、思いやりを持って面接することが大きな手がかりとなると認識しなければならない。元被拘禁者や拷問の被害者は、身体的な問題について助けを求めることが多い。こういった問題は拘禁中の悪条件（感染症や栄養不足）や残虐な身体的拷問（骨折、傷、神経の障害）が原因である場合もあれば、トラウマ体験の精神的影響である場合もある。身体的な訴えはまた、発症の兆候であることもある。こういった身体的な訴えにのみ気をとられると、暴力の結果による潜在的な心理的後遺症はますます進行してしまう。

一般的に、極度の暴力によって引き起こされたトラウマがもたらす影響は実にさまざまである。それらは、以下のいくつかの種類に分類することができる。

- 記憶の再体験現象
 - － フラッシュバック（臭覚、味覚、視覚、聴覚などトラウマの感覚的再現）
 - － 悪夢
 - － 侵入的思考
- 過覚醒
 - － 睡眠障害
 - － 苛立ち
 - － 攻撃的な態度
 - － 集中力散漫
- 身体的症状
 - － 疲労
 - － 消化器系の訴え
 - － 心臓病の症状
 - － 頭痛
 - － 漠然とした痛み
 - － 筋肉痛や関節痛
 - － 性的機能障害
- 不安反応
 - － パニックの発作
 - － 一般化した不安（身体的、性的、精神的、社会的機能に支障をきたす）
- 悲しみ・悲嘆

- 抑うつ的ムード
- 以前楽しんでいた活動へも無関心
- 食欲不振
- 自殺念慮
- トラウマをもたらした出来事を思いおこさせる状況（その体験について話すことも含む）を避ける
- さまざまな恐怖症
- 感情の麻痺（家族、友人、親しい人との関係が疎遠になる、自分で薬を服用し始める）
- 身体の麻痺（感覚喪失、自分の体ではないような感覚、身体が変化するような感覚、自分の身体の外にいるような感覚、「とりつかれている」という感覚）

察知

一般の人々に対するスクリーニングのところで示唆したように、発症しやすいグループを見つける努力は、もうすでに被害を受けたか、またそのリスクの高い人を極力取りこぼしなく特定するために行なわれなければならない。こういったグループでは、長期的な影響に苦しむ確率が50%にものぼる。そのような人を発見・対応できなかった場合の個人的・社会的・経済的被害は極めて甚大である。

どこで見つけだすか

一般の人々向けのところで述べたような方法・手段を通じて発見することができる（地域社会で確立されている医療機関・病院・学校において、もしくは家族・地域社会のリーダー・フィールドオフィサー・キャンプ当局を通じて）。

誰を察知するか

極度の暴力が個人にもたらす影響はその性質上、一般向けのスクリーニング方法では見逃されてしまうことが多い。以下に挙げたような人を特定したら、その症状・機能のより完全な診断を直ちに行なうべきである。

- 拷問の身体的痕跡を呈する人をスクリーニングすること。そのような外傷は、拷問の性質と程度を示す。
- 長期に隔離されたり食物などの基本的なものが欠乏していた人、拷問、強姦を受けた可能性のある人をスクリーニングすること。
 - 兵士と元兵士
 - 捕虜や被拘禁者
 - 組織的な暴力を受けた町や村の住民
 - 特に迫害の対象となった特定集団（民族的、宗教的、政治的など）の構成員

方法

難民の体験の現実を直視しそれについて尋ねること自体が、治療的な価値を持つ。診断する人は、難民の状況に対し恐怖感を示さずに配慮と関心を示す初めての人物かもしれない。

- 最適の治療法・介入法を決定するために、今までの経緯・機能・症状について十分な情報入手する診断を個別に行なうこと。
- 簡単な医療検査として使用される標準化された手段は、被害者の心理状態やトラウマ体験について他の方法よりも多くを語ることがある。そのような方法は簡単に利用でき、有効性についても科学的に証明されている。

治療的アプローチ

トラウマ体験の影響は、個人の社会生活のあらゆるレベルに支障をきたす。多くの場合、元被拘禁者、拷問の被害者、性暴力の被害者は自分の体験について口を閉ざす。これは問題対処行動のプロセスの一部ともいえるが、個人やグループレベルで治療的アプローチを展開する重要性と、トラウマ体験の克服を助けるためにアプローチを発展させていくべきであるという点を念頭に置くこと。

- スクリーニングそのものが、生存者の体験に対する関心と知識を認めることになる。
- 心理的支援は、症状に関する情報やディブリーフィング（話すこと）やその他の社会活動を通じてなされるべきである。この枠組みの中で、地域社会における家族システムの支援は、さらなる治療的アプローチの基礎となる重要な安定要因を供する。
- 心理的な支援はニーズと提供可能なサービスに応じ、専門家もしくはその指導のもとで、グループや個人レベルに与えられる。重度のトラウマを受けた人間が多数存在する場合、グループ化して治療を施すべきである。これは既存の支援ネットワークの強化、または新しいネットワーク確立を助けるという効果を持つ。
- 特に深刻な、もしくは生死にかかわる反応が見られる場合、特別で個別の配慮が必要である。ひどい状態の人や自殺念慮のある人には、絶望感にさいなまれている間の安全を確保するためにそれが必要になる。
- 元被拘禁者、拷問や性暴力の被害者に対するケアと支援には、手を差し伸べて、慎重で傷つけないアプローチが欠かせない。特に強姦の場合、文化的偏見から被害者を守るために、また適応的変化を進めるのに欠かせない信頼関係を醸成するために、絶対的な秘密保持が不可欠である。
- カタルシス（訳注：抑圧され鬱積した感情を除去したり意識化させて、病状を消失させようとする精神療法）の強要を避けること。トラウマ歴の診断が援助を受けるための必要絶対条件であるかのような印象を決して与えないように。
- 多くの人にとって、身体の回復やその他の身体的疾患の癒しが治療的アプローチの第一歩となる。

□ 精神病患者、発達障害者

精神疾患を持つ人は、特にトラウマと強いられた移動の影響を受けやすい。

- 重度の精神病患者は特に、心理社会的に物事を対処するメカニズムの応用力が限られている。
- 戦争や強制的な移動は、専門的なケアを受ける通常の方法を混乱させる。
- 精神疾患によっては、戦争や強制的な移動の結果、治療に必要な薬品の入手が困難になる。
- そういった人は自分から助けを求めることがまれである。
- 重度の精神疾患を持つ人については特に以下があてはまる。
 - 低い社会的・経済的地位のため、追い立てられたことから生じるストレスのもと
通常の機能を維持しようとする本人の試みが難しくなる。
 - 奇妙なまたは脅威的と受け取られる行動を取る人は、敵対グループに標的にされ難民
の集団からも特に孤立してしまう可能性がある。

精神疾患を持つ人は、強制移動の極度のストレスとそれに伴う無秩序状態の結果、障害を悪化または再発させる可能性がある。精神病患者と発達障害者は、そのようなストレスの多い状況のもとでは対処能力がさらに低下し、栄養状態の悪化・身なりに構わなくなる・衛生状態の悪化の形で顕在化する。そのような人は栄養不良になったり、感染病にかかったり外的要因による怪我をする危険性が高い。

したがって一刻も早く、そのような人を特定し治療が受けられるようにすることが大切である。このガイドラインで先に述べた治療的アプローチを探る場合もあるが、多くの場合、このような人を専門的な精神医療サービスに照会しなければならないだろう。

□ 高齢者

トラウマ体験の後遺症が記録され始めて以来、高齢者は特に強制的な移住などのトラウマ体験の多大なストレスに強い影響を受けやすいということが経験的に観察されてきた。難民や強制的に移動させられた人々におけるこの問題の客観的な研究はほとんど行なわれていないが、いくつかの重要な点に注意するとよいだろう。

高齢者は、いくつかの理由から特に被害を受けやすいグループである。

- 高齢者の、戦争・強制的な人口移動・その他のトラウマと組み合わさったストレスに対する適応的対処行動力（その状況に特有の苦痛に対処するための既存の対処方略の効果的な適応）は減退している可能性がある。また、長い間慣れ親しんできた対処法を、変化の激しい出来事や新しい環境に順応させるのはより困難であろう。
- 常に高齢者により苛酷に受け止められる身体的困難は、他のトラウマによって深刻で長引く心理・社会的影響を与えるような心理的状態を助長する。
- 社会的支援・専門的支援・地元地域への愛着をもたらす地域社会と家族に対する高齢者によ

り高い依存度のために、家族、友人、専門的または地域社会における支援体制の喪失は、高齢者により甚大な影響を与える。

潜在的に被害を受けやすい人を特定し診断するプロセスは、家族や社会的ネットワークを活用する他の弱者層の特定方法と類似している。高齢者はみずから助けを求めることがさらにまれなので、早期の察知と診断には同様の家族や社会ネットワークとの連携が必要である。

心的外傷後障害をもつ、もしくはその危険性が高い高齢者に対する治療的アプローチは、これまで述べた他の弱者層に対してのそれと似ている。高齢者には、家族の維持と家族や社会ネットワークを通じての心理的・社会的治療が最も重要である。すべての高齢者はある意味で生存者であり、自助努力の一環として年齢の力と経験を駆使すること、また相互扶助として同じような状況に苦しんでいる同国人の体験を共有することが望ましい。

□ 難民や避難民と関わる際の倫理的原則

難民や避難民に対するあらゆる保護と援助活動は、明文化されようとされまいと倫理的原則にのっとっていなければならない。援助を必要とする人と援助を与える人との間に厳然と築かれる依存関係には、一時的であったとしても極めて厳格な倫理規範の遵守が求められる。

一般原則

- 尊重 他人を尊重する方法は、いくつかある。a) 自律的手段を通じて自己の目標を追求することができる自立性を尊重する。b) 自立性が減退した、または損なわれた人に対して、自立性が回復するまでケアを与える。c) 他者の社会的規範を尊重する — 特に援助を与える側と与えられる側との間に社会的・文化的差違がある場合は、特に重要である。
- 秘密保持 喪失・出国・トラウマについての個人的な体験はその人固有の財産で、自分自身の胸にしまっておくのも他人に明かすのもその人の自由である。トラウマを受けた人に、個人的体験を明かす義務も、またそれが明かされた場合は公けに広める義務もないことを理解させなければならない。明白な承諾がないかぎり、援助を与える人は決して守秘義務をおかしてはならない。守秘義務が守られないと、すでにトラウマに苦しんでいる人の傷をさらに深くしたり、屈辱や操作にさらしかねない。
- 傷つけない 援助を与える人またはその代理者の仕事や利益が、援助に依存する人に決してさらに苦痛を与えてはならない。
- 正義 援助を必要としている人の宗教、国籍、人種、政治的意見や社会的地位によって資源や援助の配分を変えてはならない。

治療

- すべての人は、必要に応じた、最善の治療を受ける権利がある。
- 生死にかかわる出来事・病気・治療の拒否がもたらす結果を理解することができない人を除いた、すべての人には治療を拒否する権利がある。
- 治療プログラムは、適切な治療が施されているか、また倫理的規範が守られているかどうか、関連専門機関によって監視されなければならない。
- ケアする人は、傷つけたり、本章で述べた倫理的原則に反する行為に参加または同意してはならない。

研究・調査

- インフォームド・コンセント（十分な説明に基づく同意） 　トラウマの生存者は一般的に、このような研究・調査のプロジェクトに参加することによって生じる精神的苦痛について知識を持たないので、情報を与えた上で同意を得なければならない。本人が同意したとしても、トラウマを再体験する危険性は決して小さくない。さらに、援助を与える人と与えられるとの依存関係を踏まえ、同意は援助の付与とはまったく無関係であることを、援助を受ける人に理解させた上で同意を求めなければならない。
- トラウマを受けた難民や避難民の研究と調査　研究や調査は、潜在的な危険性を最小限に抑える一方、難民個人や難民のグループの利益を最大限に高める倫理的義務がある。どんな場合でも調査対象者の利益よりも調査者の研究が優先されてはならない。
- トラウマの経緯を調査する際、調査者には調査の結果生じた苦痛や被害に対し治療の機会を保障する倫理的義務がある。

これらの倫理的規準の多くはもともと医療分野で形作られたものだが、精神医療や難民の保護と援助に携わる他のすべての職種に対しても同じように適用される。この意味において、戦争を調査・報道する目的で難民や避難民の個人的体験を掘り下げるマスコミも、やはり同じようにこの倫理的原則を遵守する義務を負う。マスコミにとって最も重要である客觀性を保つという名目によって、基本的な倫理規範違反を正当化してはならない。

□ 代理トラウマ（心的外傷）と燃え尽き

トラウマを受けた人と密接に関わる人に見られる、一連の精神的・生理的影響を二次的トラウマという。代理トラウマ、燃え尽き、過労、逆移転などと専門家に呼ばれるこれらの影響はすべて二次的トラウマという用語でくくられ、同じような症状を指す。多くの人が考えるようにどんな

セラピストもこれから免れられないのなら、援助に携わる人が二次的トラウマの現象を認識し注意することが特に重要になる。

逆移転 精神分析学にルーツを持つこの概念は、セラピストが難民のトラウマ体験にさらされたことが契機となって、自分の過去を追体験することをいう。

燃え尽きや過労 支援の需要が供給よりはるかに多い、圧倒的な状況下で働くことから生じる一般的な精神的緊張をいう。トラウマを受けた人々の、時には際限のない要求に応えようとする援助者は通常、肉体疲労が極限に達するまで休もうとしない。

代理トラウマ 代理トラウマとは、トラウマの生存者と緊密に関わる過程で、セラピストが相手の非常に深刻な問題を引き受けてしまうことから生じる代理的トラウマ体験をいう。治療セッション中に短期的症状として表れる場合もあれば、セラピスト自身の価値観や自分と他者への期待や想定の変化において長期的に表れることがある。接しているトラウマの生存者の症状がうつることもある。代理トラウマを受ける可能性は、状況や治療者個人の心理的構造によって個人差がある。

よく見られる症状

- 疲労感、悲しみ、うつ状態
- 皮肉っぽくなる、失望、同情の欠如
- 過覚醒、睡眠障害、トラウマ体験に関連する侵入的悪夢
- 身体的な問題：頭痛、関節痛、胃腸不振や下痢
- 無力感、拒絶、不信感、怒り

関連要因

- 難民性と深く関係している政治的・社会的問題のため、援助者は自分の仕事が暴力や戦争の根本的原因にもたらす影響力について、非力を感じる。
- 生存者が加害者であると同時に被害者であるかもしれない場合、葛藤する感情や信頼の問題が生じる。
- 言語や文化が異なることから生じるコミュニケーションの問題。
- 不十分な資金や人員設備。

予防と対処

- 家族や友人との支えとなるような関係。
- リラックスする方法。黙想や深呼吸運動など本式なものや、音楽を聴くなど自己流のもの。
- 運動。
- 共感、興奮、緊張関係によって治療者は、難民を取り巻く苦しみや悲しみを敏感に感じ取るだろう。これらの感情をオープンに認識し処理しないと治療者の感覚はマヒし、感情的に距

離を置くようになって、難民に対して共感や思いやりを示したり適切な対応ができなくなるだろう。難民のトラウマについてどんなに訓練を受け技術を身につけていても、他者の苦しみを共有するのはかなりのストレッサー（ストレスの原因）となる。二次的トラウマのためには、援助者が義務を果たせない場合は休暇と回復の機会が与えられなければならない。援助者と被援助者がさらにトラウマを受けないように注意しなければならない。

- 職種の交替。
- 規則で決められた一定の休息日（日、週単位）。
- 十分な栄養と睡眠。砂糖やカフェインなどの刺激物の過剰摂取を控える。
- 専門家による支援体制。難民や避難民に関わる職員が、苦痛と思う事柄について共有し克服できるようなサポート・グループ。二次的トラウマを病理のように扱わないようにすることが大切である。このようなレッテルは、ケアする人にとってもトラウマの生存者にとってもよくない。ケアする人は仕事の能率が下がり、職業人としての自尊心が傷つく。一方、トラウマの生存者は信頼していた相手を失い、この喪失の責任を感じる。
- 危機的状況を脱した後、自分の心理状態を振り返って皆で話しあう。難民や避難民と働くこと、その仕事に多くの場合伴う恐怖、フラストレーション、成功という相反した気持ちを参考する場を持つ。

訳注：

参考文献

1. 河合隼雄・村上春樹著、『村上春樹、河合隼雄に会いにいく』、岩波書店、1996
2. ディビッド・マス著、村山寿美子訳、『トラウマー「心の後遺症」を治す』、講談社、1996

次に、練習のための個別事例を4つ用意した。1) 信憑性を判断する、2) 面接の技術を使い分ける、3) 難民該当性を判断する、という点の理解を深めるため小グループで検討するとよいだろう。

この付録には、庇護希望者との面接の結果を分析し申請者の信憑性を判断するため、練習用の難民認定の申し立ても2つ付けた。

□ 練習事例A：信憑性の評価

あなたは妻同伴で訪れた難民申請者のEさんを面接している。Eさんは、反政府の立場をとったことから4年間拘禁されたと話している。

釈放された後Eさんは出国して庇護を求めた。そして、あなたの組織に接触し面接を求めた。

質問

1. 拘禁に関して、信憑性を判断するためにどのような質問をしたらよいか。
2. 申請者の信憑性を評価するのに役立つ面接の技術をいくつか挙げよ。

□ 練習事例B：信憑性の評価

あなたは、庇護希望者Pさんを面接している。Pさんは、野党での反政府活動のために逮捕されるのを恐れ出国したと言っている。

Pさんは過去4年間にわたりそのような活動に参加したと述べた。次のような宣伝活動を行なったという。

反政府スローガンをスプレーで壁に落書きする
ビラの配布
出版物の配布
デモへの参加

質問

1. 面接者として、Pさんの政治的「背景」を分析しなければならない。そのため検討しなくてはならない点を書き出してみよう。
2. 信憑性を評価するには、Pさんの政治的活動をよく調べなければならない。尋ねなくてはならない質問を書き出してみよう。

□ 練習事例C：信憑性と難民該当性の評価

あなたの組織に連絡してきた庇護希望者を面接することになった。

申請者は、軍隊から脱走したので出身国を不法出国したと話している。彼は、自分の国と隣国との間で数年間続いている戦争に「うんざりした」ために、脱走を決心したという。

質問

1. 申請者の脱走について、信憑性を評価するためにどのような質問ができるだろうか。
2. 信憑性を評価し難民条約上の難民としての該当性を判断するには、申請者やその他の情報源からどのような情報を求めたらよいか。

□ 練習事例D：信憑性と難民該当性の評価

あなたの組織に、Kさんという難民申請者が接触してきた。Kさんは最近、別の宗教に改宗したという。出身国ではその宗教は少数派なので、この2年間、自分の改宗について触れないようにしてきたという。しかしこのことが出身国の当局に通報されるのではないかと恐れるようになったため、Kさんは出身国を離れ難民認定を申請した。

質問

1. 改宗によって、Kさんが難民条約第1条A（2）に規定される迫害を受ける妥当な恐れをもっているのかを判断するには
 - 申請者についてどのような質問をしたらよいだろうか。
 - Kさんの出身国に関してどのような情報が必要か。
2. Kさんの返答に基づいてどのように信憑性を判断するか。

□ 面接の技術 – 模擬面接

目的

この模擬面接の目的は、難民申請者の面接をどのように行なうか、参加者により注意を払ってもらうことにある。

方法

- 参加者を小グループに分ける（4 – 6人）。
- 2人の「役者」を決める。一人が庇護希望者で、もう一人が面接者である。その他の参加者は観客として、できるだけ静かにしていること。
- 申請者役を2人組にしてもよい。例えば夫婦、兄と妹など。

申請者の役割

背景（練習事例1と2を参照）をよく理解した上で、申請者役は面接者を説得するように自分の申し立てを供述する。より現実味をもたせるために、申請者がよく知っている実際の国家を出身国とするのもよいだろう。実際の面接では申請者役は、質問をはぐらかし的外れな答えをすること。また、脅迫的・非協力的・強情な態度を取るか、質問に答えるのを怖がっているように演技すること。

申請者は準備に5分から10分ほどとるとよい。

面接者の役割

面接者は事実関係をまとめることを目標に、できるだけ申請者の話を理解するよう努めよう。

面接者は、難民認定を判断する当局の人間ではなく、難民申請者の申請準備を支援する団体の担当者である。

観客の役割

観客は面接の内容よりもその手順に注意すること。特に2人の役者のふるまい（聞く態度、観察態度、質問、動作、面接の雰囲気など）に注意すること。

模擬面接の方法

申請者が入室したときから模擬面接は始まる。事前に、申請者の関連する基本的経歴を全員に配布しておくこと。面接の時間は、20分から30分である。面接が修了した後観客は2人の役者に、面接者の態度や面接の技術について本書で述べた注意点を念頭にコメントを寄せる。研修の参加者が全員集まつたときにまとめを報告する担当者も、観客の中から決めておくこと。

□ 練習事例1 — 面接の技術 — 模擬面接

あなたは35歳である。10歳の娘と出身国を出た。配偶者は出身国に残ったままである。

あなたは出身国では少数民族に属する。職業は教師。配偶者は無職で、働いた経験もない。出身国で住んでいた地方では、主にあなたが属する民族が多数派だった。あなたは出身国の少数民族の言語と違う自分の民族の言語を話し育った。今でも家、学校、街角、教会で、自分の民族の言語を話す。大学を含むすべての学校教育を自分の民族の言語で受けた。自分の言語で歌う教会の聖歌隊にも入っていた。

出身国を去ったのは以下の理由からである。

あなた自身は今まで当局者と特に問題がなかった（職を失ったこともなければ、警察と問題があつたこともない）が、国内情勢は大きく変化した。少数民族の言語を話せるし、他の地方に旅行したときはそうしていたが、現在は出身地においても多数派言語の使用を政府に強要される。

あなたは、自分の民族に強い帰属意識を感じている。自分の民族が少数民族に同化させられると思ったため出身国を離れた。同化は以下の方法で進められる。

- 学校、出版社、劇場の閉鎖。あなたの言語での地名、店名などの使用に対する弾圧。職場であなたの言語を使用することの禁止。
- 民族名での出生届は受理されない。生徒が全員あなたの民族出身だった場合のみ、中等教育はあなたの言語で行なうことが許される。クラスに少数民族の生徒が一人でもいれば、多数派の言語で授業が行なわれる。
- あなたの民族出身の大学入学者枠が、どんどん制限されている。出身国総人口の10%を占めるのにもかかわらず、大学の入学者数総数では6%の枠しか与えられない。
- 政府はあなたの地方へ少数民族の入植政策を継続的に実施している。同時に、あなたの民族を代々続く地域社会から追放している。

□ 練習事例2 － 面接の技術 － 模擬面接

私は38歳。1972年、配偶者は与党の党員だった。私は大きいホテルのレストランで給仕係として勤務していた。私は与党の党員ではなく、党員になるという配偶者の決心にも反対していた。度重なる口論の後、1975年に離婚した。1972年から1973年にかけて、私はひどい迫害を受けた。

例えば、仕事柄、現金を扱い外国人とコンタクトがあったため警察の財政調査部から頻繁に尋問を受けた。私は何度も—1973年5月、1974年8月、1977年7月、1979年9月—転職せざるを得なかつた。給仕の職に戻ることを許されるまで、1975年の6、7カ月間ほど、スリッパ工場で単純労働者として働くことを余儀なくされた。

なぜこんな扱いを受けたかというと、ただ単に私がはっきりとものをいうからだ。例えば、党員や警察がレストランにやってきたとき、なぜ優先的にサービスしなくてはならないのか理解できなかつた。私はまずそう同僚に言った。それから、国民にウソを広める政党のためには何もしたくないと言つた。その後警察が接触てきて協力を求めてきたが、拒否した。レストランの客に関する情報提供者になることを拒んだその日から、私は監視下に置かれた。その結果、何回か—1980年4月、1982年3月、1984年8月に—警察の呼び出しを受けた。彼らは私を脅迫し威嚇した。

その時私は自分が置かれている状況を把握し、出国を決心した。米国に移住するため申請手続きを開始した。1987年8月のことである。その後、事態は悪化した。再び警察に呼び出され、出国できる見込みはないと言われた。私は顔をたたかれ、殴られ、侮辱された。3回—1987年9月と12月、1988年3月に—当局から、身体的虐待を受けた。1988年6月と8月に警察署長に呼び出

され、何の説明もないまま米国への移民申請が不許可となったと告げられた。

1989年、私に対する迫害は続いた。1988年に、警察は3回も私のアパートを家宅捜索した。1989年3月にも捜索を受けた。私はもうこれ以上耐えられなかつた。人生がこれほど困難になつた国を出る以外、選択肢は思いつかなかつた。1989年8月20日、国を逃れここに到着した。

練習事例の解説

□ 事例A

質問1

- 逮捕の結果と拘禁施設への移送
- 拘禁施設（監房）の描写
- 他の被拘禁者はどのような罪を犯した人だったのか
- 拘禁したのはどの担当当局なのかを突き止める
- 拘禁施設での処遇
 - － 食事
 - － 服装（囚人服の有無）
 - － 運動、散歩、その他の運動
 - － 所持品検査
 - － 尋問、拷問、虐待、脅迫
 - － 規則に反したときの処罰
 - － 囚人間の仲間意識
 - － 囚人の身分（誘拐された人か、起訴された人か、判決を受けた人か。どの囚人にも共通の政治的権利）
 - － 面会（家族、弁護士、赤十字やその他NGO）。日付、頻度、面会の様子、面会の手続き、場所や時間など、細かな点に踏み込んで尋ねること
 - － 郵便など、外部との通信
 - － 拘禁中の施設内、または施設外での医療について
 - － 拘禁期間中に起こった外部でのニュースについての知識
 - － 釈放の通知とその状況など

質問2

- 監房や拘禁施設のスケッチを描いてもらえるかもしれない。
- 逮捕の状況や拘禁施設での面会について、Eさんと妻を別々に面接する。
- 具体的な質問と申請者に申し立てを詳しく話してもらうことを、交互に行なうこと。

□ 事例B

質問1

政党の歴史

政党の結成、基礎、総会、派閥・分派、合法化・非合法化されていた時期

過去と現在の指導者。外国における代表者

政党のイデオロギー、その起源と発展

政党綱領、それがどう発展していったか
出身国内外での他政党との関係
宣伝の方法、党員や支持者などの活動

質問2

スローガンの落書き

- どこで（場所、なぜその場所を選んだか）
- いつ（日付、頻度）
- どのように（技術、材料供給元、シンボルマーク、監視を受けたか）、内容（メッセージ、数量）
- その他

ビラや出版物の配布

- どこで（どのような場所か、なぜその場所を選んだか）
- いつ（日付、頻度）
- コメント（材料供給、紙質やインクの種類、印刷方法、在庫、配布方法）
- プロパガンダの内容（構成、情報源、体裁、タイトル、描写、内容）
- 配布先（支持者にか、それとも世間一般に広く配布したのか）
- その他

デモへの参加

- どこで（場所の選択や経路）
- いつ（日付、頻度）
- どのように（参加者数、認可されたデモだったのか、自然発生的なものだったのか、それとも計画されたものなのか、担当治安当局はどこだったのか、ビラ、ポスター、スローガン、参加者像—同じ政党党員かどうか、デモ進行の手順、衝突、逮捕、弾圧、マスコミの有無など）
- 世界的な目標、デモの具体的目的

申請者の返答は当然、関与の度合いによって異なるだろう。シンパだったのか、支持者だったのか、過激派だったのか、「中心人物」（幹部）だったのかなど。

しかし、そのような政治的活動に参加していたと申請者が言う場合、上記のような質問は、供述を詳しく記録し、申請者の信憑性を判断するために十分な情報を入手するのに役立つだろう。

□ 事例C

質問1

入隊の状況

徴兵猶予の有無、召集予告から入隊までの期間、本来の兵役義務期間の前に徴兵されたかどうか、

志願制なのか徴兵制なのか、主務官庁、証拠書類、手紙など。

訓練

クラスの同年兵、軍事訓練（理論的・実戦的）、制服、等級、職務、個人が携帯している武器類、訓練の描写、訓練の目的、管理、人員、訓練期間、士官の訓練、待遇など。

配属

職種、状況、志願制か、任務、駐在地、期間、生活状況、職務など。

脱走の詳細

物質的状況、準備作業、詳細、手段、旅程、服装、証拠書類、共犯者の有無、脱走の計画性、日付（なぜもっと早く、または遅く脱走しなかったのか）、脱走の場所など。

質問2

脱走の動機

『UNHCRハンドブック』167-174段落を参照。この段落から予想されるさまざまな理由と状況を考えよう。

処罰と処遇

- 退去強制された場合、申請者は帰国後どのような処罰を受けるだろうか？
- どのような処罰が、不均衡なほどの非人道的、残酷、もしくは品位を傷つける処罰といえるだろうか？
- 退去強制された場合、どのような超法規的措置を受けるだろうか？
- 他に質問は？

□ 事例D

質問1

- 改宗の状況（結婚によるものか、精神的理由など）
- 改宗を理由とする法的処罰
- 改宗を理由とする、また前の宗教やその聖職者に対する態度を理由とする超法規的措置
- その扱いや処罰の均衡性
- 迫害の主体として考えられるのは政府当局だけだろうか？
- Kさんと同じような状況にある他の人の立場

質問2

- 改宗の具体的な動機
- 改宗した宗教についてどの程度知識を有しているか（歴史、根本的信念、信仰、人生観、典礼など）
- 改宗の誠実さを評価しよう（なぜその時点でKさんは改宗を決心したのか。なぜもっと早い

時期、またはもっと遅い時期ではなかったのか?)

- 他に質問は?

「難民申請者を面接する」研修マニュアル

2019年9月発行

第4刷

編 著 — Training Service
United Nations High Commissioner
for Refugees (UNHCR)
P.O. BOX 2500
1211 Geneva 2 Depot, Switzerland

日本語版

翻訳・編集 — UNHCR駐日事務所
〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11
ウェスレーセンター
TEL: 03-3499-2011
FAX: 03-3499-2272

印刷所：株式会社須田製版

